
平成24年第3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成24年9月18日(火)

1. 議事日程第3号

平成24年9月18日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
12番	清藤一憲	13番	藤本勝美
14番	片山博雅	15番	繁田弘司
16番	高田修治		

欠席議員(1名)

11番 宿利俊行

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 朝倉浩平 教育長 本田昌巳

総務課長	帆 足 博 充	まちづくり 推進課長	麻 生 太 一
環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五 十 六	教育総務課長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司
行政係長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力を願います。

なお、本日は議会だより掲載のため写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可いたします。

本日の会議に途中退席、欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。議員につきましては、11番宿利俊行君、病気療養のため欠席、14番片山博雅君、所用のため途中退席の届け出が提出されております。

なお、執行部につきましては、建設水道課長平井正之君、公務のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今期定例会の質問者は8名です。よって、本日18日と明日19日の2日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、最初の質問者は、2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） おはようございます。2番大谷徹子です。今回も最初の質問の順序をいただいて、とても緊張しております。

最初に、7月の九州北部豪雨で大変な被害に遭われた地域の方々にお見舞い申し上げます。早い復興をお祈りし、私もできる限りのことを考えてやっていきたいと思っております。

これは一般質問の内容ではありませんが、先日、7月に沖縄の子供さんとの交流会とイベントがありました。その時に、地域の方でいつもそういう会のときに行かれる方が、とても何か興奮して、すごく内容はよかったんだけど、玖珠町の人たちの参加が少ない。まして向こうからたくさんの子供さんたちが来ているのに、こちらの子供さんの参加が少ない。本当に何か申しわけない気持ちでいっぱいだったということを知りました。そして、私一般質問のもう内容を書いて出した後だったので、この場で言わせていただきたいと思えます。

私も、さまざまなイベントに参加しておりますが、もうそういうことは痛切にいつも感じております。何が原因かなと思ったときに、イベントをするときの横の連携がとれてなくて、その課がやり遂げれば良いというような気配も感じ、それと広報、地域が広報と防災無線で言っているんですが、それは多分聞いてないし、余り浸透してないし、知らない、え、そんなのがあったのというぐらいなので、やはり今後玖珠町の広報の仕方が課題かなと、いつも他県とか他町村を思うんですが、ケーブルテレビ等の広報の仕方とか、やはり考えるべきではないかというふうに、さまざまな場面で、防災でも、いろんな場面でそういうふうなことを感じました。

以上です。

じゃ、まず初めに、1番の質問に移らせていただきます。

工業団地において、古代、中世の遺跡が出土されていますが、これを生かした誘致はできないかということで質問をさせていただきました。

私、地域の方があそこの発掘に行っている方がいらっちゃって、見に来たか、あんたたち町議ならこういうことを見に来んとおかしいんじゃないのということで言われて、あることがありまして上に登った途端に、皆さんが訴えられていることは本当だなと思ひまして、少し調査をしてみました。

あそこに出ている石器というのは、旧石器時代、2万年前、そして、それから中世まで、5世紀、6世紀、内容はもう今度現地視察の会があるので、そこでまたきちんと学ばばいいと思うんですが、旧石器時代の古墳跡、それから住居跡、中世期の15から16世紀の城、寺、そこで政治、五輪塔、100から200、旧石器の石棺はまた30から40出て、とてもきれいに骨が残っている状態、すばらしい遺跡の発掘が今されております。それを皆さんはご存じだろうかと思って、これはもう本当に大切な玖珠町の遺産じゃないかと思っております。ただ、あそこが工業団地ということで開発されているので、そこがネックとなっておりますが、また他市のことを調べたときに、日田のウッドコンビナート、あ

そこにも遺跡が出たそうです。でも、工業地帯には緑地を何%かつくらないといけないという規則があって、そういうところを利用して、レプリカ等を置いて、企業と共存、ともにやってきている。九重町で出たのは、庁舎内に遺跡の場所、見学場所があるということで、やはり玖珠町も早急にこういうことを検討していかないと、あの広い地がコンクリートで覆われてしまったら、半永久的にもう封鎖されてしまうのではないかと、私は知識不足かもしれませんが、この質問をさせていただくことになりました。工業団地の誘致は、県が開発していますが、県と企業との売買になると思いますが、玖珠町もその売買に入れるんじゃないかなと思っております。20年前の価格と今の価格はまた違うと思います。

それで、玖珠町も企業が何か来ればいいということではなく、きちんとあの上に立ったとき360度見渡せるパノラマ状態の場所にどういう企業が来てほしい、どんなのを、将来のビジョンを考えたときに、どんな企業を誘致したいかということを考えていらっしゃるかどうかと思って質問いたしました。お願いします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えいたします。

大谷議員ご質問の玖珠工業団地につきましては、町内の雇用の場の創出、まちづくりの推進を目指しまして、さかのぼりまして平成5年、今から約20年ほど前になりますが、事業着手を実施しているところでございます。玖珠町といたしましては、現時点では周辺自治区の方々のご理解のもと、一日も早い工業団地の造成に向けて、大分県企業立地推進課並びに大分県土地開発公社等の事務事業を積極的に実施しているところであります。

議員ご質問の玖珠工業団地造成工事に伴う発掘調査につきましては、平成14年度から実施しているもので、今年で第11期を迎えるものでございます。平成24年3月に大分県教育委員会が作成しました玖珠工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施結果に基づく報告書を拝見させていただきましたところ、議員ご指摘のとおり旧石器時代の遺物、弥生時代の集落跡、古墳時代の集落跡と古墳並びに中世の墓などが検出されたと聞いておるところでございます。団地内の埋蔵文化財の保存方法につきましては、遺跡の記録や出土した遺物を残す、現在のところ記録保存という手法を用いまして実施しているところでございます。

検出した遺跡や出土した内容物が、内容によっては国宝級の遺跡であったりとか、特に重要と判断された場合は、関係者で協議をして、文化財の保存方法や事業計画変更等の検討も考えられるようではありますが、現在までの調査においては、事業計画に影響を与えるような重要な遺跡等が発掘されたというご連絡はいただいているところではありません。

議員のご質問につきましては、玖珠工業団地における今後の事業推進、企業誘致活動における大分県及び玖珠町の事業推進方針の一要素として、現在実施されている埋蔵文化財調査と、それに伴って出土した遺跡等の利活用も視野に入れる少し柔軟な頭を持ってということ、ご提案だと受けとめさせていただきます。町といたしましても、単に企業を誘致するのみではなくて、地域資源を有効利用し

たまちづくりをすべきであるという議員さんの思いが伝わってくるところでありまして、心から敬意を表したいと思います。玖珠工業団地の建設推進に向けましては、本日、大谷議員さんを初め玖珠町議会議員の皆様からいろいろなアイデアをいただいているところであります。学校を誘致したらどうかとか、先ほど議員さんが申されましたように、企業は外の人だけじゃなくて、町も入れるんじゃないかと。確かにそのとおりであるようですが、現在実施しております埋蔵文化財にかかわる経費、これも含めた上で、将来的な土地の売買価格となっていくと思います。それで、ちなみに昨年度実施した埋蔵文化財の実施価格が、費用が約4,100万ほどかかっているようです。ですので、どこまで費用をかけてするか、法的に文化財保護法に基づいて実施する分で今やっております。もし、方向を変えるような遺跡等が出た場合については、関係者が協議して、その場合は議会の議員さんにも報告して変更とかいう形もあり得るかもしれませんが、現在のところそのような報告は受けてないところであります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 今説明をお聞きして、将来そういうことを踏まえたことは、少し頭にあるということをお聞きして、うれしく思っておるんですが、工業誘致というのは、皆さん多分工業誘致されると若い方が働くようになると思います。そうした時に、息の長い、長期性のある、若い人が将来の設計を立てられるような職場でないと、幾らどんないい会社が来ても、一瞬のうちに、数年で引き揚げられては、一番困るのは働いている方たちだと思います。だから、誘致もやはり玖珠は積極的に希望して、どういのが来てほしい、土地はこういうふうに、どこからも日が当たる、こんないい立地条件だというアピールをしながら、やはり企業誘致に努めないといけないんじゃないかと思っております。

例えば、今、20年前の工業誘致の条件と、今はとてもエコ、自然エネルギー等のことがすごく打ち出されていますが、やはりあその場合、あの上に立って見ますと、ここは太陽と風の恵みだなということを感じることができました。そういうことを踏まえた企業誘致、太陽光、メガソーラーというんですか、その下に遺跡を残すこともできるんじゃないかなという夢も抱いたり、また、環境に優しいエネルギーを利用した企業、それをとらえている企業というのを積極的に誘致するというのも必要じゃないかなと思います。

先ほどは、余り今報告がないということを知っていますが、私も正式に聞いたわけじゃありませんが、かなりのものが出ています。五輪塔とかは200から300ということは、そこに大きなお寺があった。城跡、お堀がずっと周りがある城跡。私も玖珠町史を調べましたところ、城跡が今明記されているのは3カ所ですね。だから、そこはまだ調査というか、何も、どこの誰がということもわかってはいたんですが、確かに出ております。寺も玖珠町史で見ましたら、この時代の寺は記録には、ずっと調べたんですがなかったように思います。だから、今後のすごく夢のある課題かなと思っています。

本当に、あその上に立てば、ああ、ここがもしかしたら文化の中心だったんかなと思えるぐらい、後ろには角埋、前には伐株、周辺のいろんな地域、またすぐ下のほうで、北山田のほうでたしかすご

い遺跡が出たと思うんです。それも珍珠で取り上げられなくて、今大分のほうに行っているということを知りましたが、やはりとっても大事なものをどんどん逃がしているという状態もあるので、もう少しそのあたりを研究していつてもらいたいと思います。今後、何か現地説明があるので、私も行きますが、そういう時も町民の皆様がこぞって関心を示して、大事な自分たちの町のことを知るためにも多くの参加を望んでおります。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 議員ご質問の内容でございます。今後町としても固く石頭だけじゃなくて、ソフト感覚を持って、町として熱心に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほどございました地元説明会等の話等も確認いたしまして、できれば今後において発掘調査の進捗に伴いまして、できれば今生きている珍珠町の子供たち、各小・中学校の生徒を対象にした埋蔵文化財の発掘現場見学会などができないものかどうかについては、今後担当課であります教育委員会のほうと協議をして実施したいなというふうに今考えているところであります。今後とも熱心に取り組んでまいりますので、ご支援方よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 課長の答弁で、子供たちの見学ということが出ましたので、本当にうれしく思っています。

では、次に、2番の質問に移らせてもらいます。

珍珠町においても、いじめ防止第三者委員会の設置が必要と思うが、設置の予定はありますかというところを取り上げました。

というのは、私、縁があって教育の現場に支援員として行ったことがあります。その時点、以前にも質問しましたが、教育委員会のほうに上げているいじめの件数と現場の件数は、本当にもう違うというのは明らかです。上げられているのは氷山の一角ということがもう本当にこの目で見まして、これは教育委員会を責める、先生方を責めるんじゃないで、今後今からどのようにして子供を守っていけるかということを考えていかなければならない大切な時期だと思いましたので、教育長に質問いたします。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えいたします。

初めに、いじめに対する一般的なお話をさせていただきたいと思いますが、認識したデータです。ね、これにつきましては後段で答えをしたいというふうに思います。

初めに、いじめに対する文部科学省の見解でございますけれども、これとどういうふうにいじめを見るかということとかかわりがあると思いますので、そこから出発をいたしますが、いじめとは、子供が心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている状態と定義をしております。さらに、精神的な苦痛は表面に出ないケースが多いので、子供が発するどんな小さなサインも見逃す

ことなく早期発見、早期対応に努めなさいと、こういう方向でございます。

我々の学校での取り組みでございますけれども、いじめの把握、早期発見は平素から先生方が個々の子供を細かに観察することが第一であることは言うまでもありませんけれども、同時に組織的に学校を挙げた体制も不可決であろうというふうに思います。玖珠町のすべての小・中学校におきましては、校長を中心に学級担任、生徒指導担当、養護教諭等が中心となりまして——名前は異なりますが、学校によって——いじめ、不登校、あるいは虐待対策委員会などのチームを編成してアンケート調査を行うなど、いじめの未然の防止に努めているところでございます。

何といっても未然防止が課題であります。日常の教育活動の中で、いじめは人間として許されない行為であり、お互いの思いやり、尊重、それから生命や人権を大切に作る心、倫理観の育成に重点を置くことであろうというふうに考えております。このことは、同時にぜひとも家庭でもお願いをしたいと思っております。特に本町の場合は、一昨年授業中にあってはならないプール事故がございました。学校における安全、人権や人命に係る指導は特に徹底をしております。一部市町村の報道に見られるような責任転嫁ですとか隠ぺい体質は、我が町においてははないというふうに確信をしておるところでございます。

過去いじめが多発をした時期がございました。平成7年、私どもは庁舎内に電話相談いじめ110番を設置いたしました。多くの相談が寄せられたわけでございます。5年後の平成12年、さらにこれを充実するために、空き校舎となりました片草小学校を利用いたしまして、玖珠町教育相談センターわかくさの広場を設置したところです。現在も学校教育課長を所長として、以下10名、常時ベテランの教員OBの方々を配置して、相談活動、新しく不登校の児童生徒のための学習指導、適応指導教室にも取り組んでおるところでございます。その実績につきましても、必要があれば後で申し上げますけれども、質問にございました第三者委員会、予防、防止のための第三者委員会の設置でございますけれども、今申しました相談センターが大変機能をしておるというふうに我々は自認をしておるところでございます。経験豊富なボランティアの先生方に支えられており、ほぼ10年が経過をいたしました。この間多くの子供や保護者のよりどころとなり、また多くの不登校児童生徒が学校に復帰をした実績も持っておるわけでございます。

そこで、今後の取り組みとしましては、このセンターを中心に、学校、そして保護者、連携をさらに深め、いじめや虐待、不登校に対応していきたいと考えておるところでございます。したがって、今のところ、現在のところ、第三者による新たな組織の設置は考えていないわけでございます。しかし、万が一実態を把握をしなければならぬような事態が生じた場合には、この相談センター、あるいは玖珠町総合教育審議会、あるいはまたスクールカウンセラー、精神科医、あるいは弁護士さん等の専門家を交えた調査、究明のための第三者委員会は、万が一の場合には必要だろうと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 教育長に説明を受けましたが、わかくさの広場ということが出ました。わかくさの広場は、私もずっと行っておりました、とても先生方が苦勞されて、とてもいい役割をしているなど思っておりますが、これはいじめ予防、防止の役をどれほど果たしているかというのは疑問に思います。ただ、それともう一つ疑問に思うのが、私ちょっと認識不足ですが、玖珠町条例を読んだときに、教育委員と社会教育委員というのがありまして、役目というのはどこにあるのかなと見ましたら、その役割というのがなくて、見落としたか知らないですけれども、なくて、その方たちはどういうことをされるのだろう、わかくさはどういうことをされるのだろうと思いますが、現在、子供たちの間に本当にいじめ予防、いじめを防止するということに役立っておるのかというの、例えば、私はなしてないのではないかと、ずうっと感じております。

先日、何年か前にいじめられた女の子が、今だから言えるのよと、いじめは犯罪よと。すごく悲しかった。居場所は図書館しかなかったということを知りました。私も、またすごく身近なもので気がつかないんですが、転校したときに呼び出されて、ボールを投げつけられ、痛めつけられるときに見張って逃げられないようにしていじめられたことを聞いて、それでずっとやはり心の痛みをいまだに抱えている。

もう一つは、子供たちがいじめられているのを、殴られているのを見て、やめんかという一声の先生の声だけでは、じゃその子たちは、その場を逃れて、痛みを受けた子たち、また暴力を振るった子たちの教育は全然なされてないんじゃないかなと。やはり、第三者委員会というのはいろいろありまして、いじめがあったときに立ち上げると、予防、防止でやるのと、いろんところで立ち上げられていますが、目的がさまざま、やはり防止、予防ということで立ち上げて、私は昨日夜これをまとめるときに、ちょうどテレビをつけていましたが、北九州のほうでいじめをなくす教育をやっているという先生のずっと報道がありましたが、そういうのも、私が今ごろ知ったので、当然教育委員会のほうではご存じと思うんですが、そういういろんな情報等をして、先生方に本来の教育というのを教えてあげるという役目も持たないといけないんじゃないかなと。本当にいじめというのは、私たち大人が考えるより以上に深刻です。

玖珠町では、命を落とすという子はいなかったんですが、同等のことは、もう本当にあっておりますので、そこ辺は教育委員会、先生方の認識を新たにして取り組んでいただきたいと思っておりますが、どうですか。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 先ほど申しました玖珠町教育相談センターの機能について、十分その機能を果たしていないのではないかという指摘がございました。例えば実績をご紹介しますけれども、平成23年、昨年度の実績でございますけれども、このセンターは2つの機能を持っております。1つは相談事業、もう一つは、先ほど言いましたような指導教室でございますけれども、特に相談事業にかかわる部分で、来所、いわゆる相談センターに直接お見えになった件数、これが23年度に限っていいますと231件でございます。さらに電話相談は137件でございます。それから、直接学校や家庭にも訪

問をしております。特に虐待等があった場合には、具体的に家庭なり学校を訪問しなければ解決に向かわないわけでございまして、そういう家庭や学校の訪問もしております。

それから、もう一つの機能として、先ほど言いました、どうしても学校に行けなくなった子供に対する指導教室、これは昨年は4名でございますが、通級と言っておりますけれども、この通級の子供4名がすべていじめのためかという、そうではありません。いろんな家庭的な事情もありますでしょうし、身体的な事情もあるわけです。この4件のうち、1名は他の町から来ておるような状況でございます。これを見ますときに、かなりの件数があるわけで、必ずしも未然防止に役立たないセンターではないと我々は認識をしております。

今後、さらにこれを充実する中で、玖珠町においては第三者の委員会を設置する前に、と申しますのは、第三者の委員会というのは、やはり素人の方々の利点をうまく利用すると、声を入れると、そういうことが主でございます。しかし、このいじめについてはかなり専門的な知識が必要でございます。我々は今対応していただいております先生方は非常に適切であると、そういうふうな考えを持っております。

それから、もう1つ件数の問題がございます。9月11日が全国的な7万を超すいじめがあった、これについてかなり調査の件数についても大きなところと小さいところがあると、こういう指摘があちこちからありました。一番最初にいじめの定義で申し上げましたように、精神的な苦痛を受けたものをいじめという。精神的な苦痛は表に出ない場合もあると、そういうことで非常に把握がしにくい状況がございます。また、調査するほう、受けるほうについても非常に苦痛をどうとらえるかによって、質問の仕方、回答の仕方が違うと思います。ですから、全国的ないろいろな評価があるように、この種の調査というのはなかなか一概には的確に把握をすることができないというわけでございます。

ただ、何度も申し上げますけれども、我々はこのデータを真摯に受けとめて、いわゆる教育センターを利用する、そして何よりも学校現場の先生方が日々の教育活動の中で真摯に子供を見詰め、細かな指導で対応していく。それはさらにいじめるほうも、いじめられたほうも将来の豊かな社会生活につなげる、それがいじめの対応であろうと思いますし、教員の役割であると、我々教育委員会の役割であろうというふうに思っております。そういうスタンスで我々は今後も対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 教育長の説明のわかくさの人数ですが、多分これは延べ人数とかも入っているんじゃないかなと思っております。それから件数等が何人かというの、でも、役割を果たしてないとは思っておりません。私もその中で本当にすばらしい活動をしていることを見ております。先ほどおっしゃったいじめの件数の今回の最終調査で、すごい件数が上がってきたということで、熊本県の6,832件、これは全国最多、でも解消率が98.1、大分県が2,394件、でも解消率が74ということにすごく私ひっかかりました。件数は多いんですが、解消率が98.1という熊本県、やはり皆さん努力をして、

一生懸命取り組まれているんだなという思いで見ました。

先ほど、第三者委員会は素人の集まりということをおっしゃって、その素人のよさ、先生方がずっと教育業界に携わってきて、なおかつ子供たちを見るときに、やはり、今は子供たちを見るときに少し視点を変えて見ていただければ、それは結構だと思っておりますが、延長で見てもらっては間違った取り入れ方をして、本当のケアができないんじゃないかなという不安もあります。だから、やはり子供たちを守るには、第三者委員会的な、先生方も含めて、本当に皆さんが守っていけるようなことを立ち上げるべき。わかきさの広場はとてもしやしの広場で、特に不登校、虐待を受けた子供たちをあそこでいやされていることをわかっております。だけど、いじめの予防、防止まで、あそこに託するのはとても無理じゃないかなという思いもあります。だから、何とか教育委員会、私さっき質問の回答をいただいておりますが、社会教育委員と教育委員の役割というのを、後でまたちょっと説明いただければと思っておりますが、どういうふう子供たちを守っているんだろうかなと思っております。任命等は条例で見ました。ということで、それだけ回答いただいて、あと、もう2番の私の質問は終わります。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 教育委員会の制度的な問いでございます。

議員ご存じのとおり、教育委員会は一般行政から独立をしております。さかのぼると昭和23年からであるわけでございますけれども、教育の重要性、そういうものを政治的な中立を図るとかいろいろあるわけですが、独立をしております。その独立をした教育部門の行政に当たるのが教育委員会でございますし、その中の教育委員5名の教育委員会、条例設置で6名にしておるところもございまして、通常5名でございます。一般行政と違うところは、5名の教育委員の合議体の執行機関といいますが、話し合いで進めていきます。委員長が特別の権限を持つわけでもありませんし、教育長が特別の権限を持つわけでもありません。話し合いで進めていくというのが教育委員会の合議体執行機関の特徴であるわけでございます。

それで、その中に幾つかの機能があるわけですが、先ほど申しましたいろいろな審議会もございまして、制度的には、法律で決められた中には社会教育委員さんというのもございまして。社会教育委員さんは、教育委員会の諮問によって、それに答えていただくのが社会教育委員さんの使命ということで、執行機関そのものではありません。あくまで諮問機関的な組織が社会教育委員さんの集まりである社会教育委員会というふうに思っていたらよろしいかというふうに思います。よろしいでしょうか、そういうことで。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） わかりました。社会教育委員、教育委員がどのように学校の子供たちのことにかかわっているんだろうかなという思いで、ちょっとしましたけれども、また後でお聞きしたいと思っております。

次は、3番の家賃の安い高齢者向けの町営住宅を希望する声を多く聞きますが、建設予定はありま

すかということで質問させていただきますが、最近、生活保護の方たちの基準と国民年金の基準が同じくらいじゃないのという声が上がって、日本国じゅうそういう声があります。事実、私も以前の仕事でそういうふうなことを感じておりました。でも、皆さんが生活保護をお受けになられるということは、やはり本人の希望ですので、それには、今安い年金でも玖珠町で暮らしていただけるよというような、やはり町営住宅、高齢者専用の住宅等が本当に地域であるといいねという声を聞きます。

グループホーム、施設等があるじゃないのと言われますが、皆さん、今度高齢化率って急激にばつと、ベビーブームの方たちが65歳以上を過ぎまして、どんどんともう減ることはなく増えていきます。そういったものの対策としても、介護保険をどれほど入れても足りないぐらいの高齢化率、急激に進んでいくと思います。そういったときに、皆さんが自分たちで生活して、自立して、自分たちで年金の範囲内で賄って生活をして、なるべく健康年齢、健康な体で老後一生を終えたいというのが私たちの希望でありますので、そういった対策として玖珠町で考えているだろうか。

今回、御幸団地、池の原等何か建て替えのお話も聞きましたが、そこは多分バリアフリーのある住宅じゃないかなと思っておりますが、私が言っているのはバリアフリーじゃなくて、高齢者専用の住宅、なぜそれを望むかという、ずっと以前に、民間経営だったと思うんですが、高齢者が一堂にそこに、皆さんが自分の大きな家に住めない、ひとり山の中に住めないという人たちが家を片づけて、そこに移る人、また町営に入っている人たちがそこに移ってくる人、その家賃の安さと建設設計にみそがありまして、若い人たちはプライバシーを守りたいということでドアを閉めたら本当に自分たちの世界があるということですが、高齢者になりますと、ドアを閉めて中がわからないというようでは、本当に安心・安全な生活ができない。そして、また若い人みたいに率先して表に出ていくこともできないので、やはり昔の長屋みたいな感じがいいんだという思いで設計された住宅を見た記憶があります。ベランダ伝いに隣に行ける。中庭があり、そこに皆さんが集まってしゃべる。そこから働く人は働く、住宅ですから自由です。グループホームとはまた管理下のもと、だけど、ある程度の守りはされているという、本当にすばらしいのを見た記憶があって、最近、よく口々に皆さんがおっしゃるので、ああ、本当にこれは民間のアパート経営ではとても安い家賃では無理だろうなど。町で取り組まないと思ったりもしてこの質問をさせてもらっていますが、もう今民間のアパートが玖珠町は人口の割にはたくさん建っております。町営をこれ以上建てたときに、じゃ民間の経営者の圧迫ということもあるんじゃないかと。やはり地域のみんが共存共栄ということも必要じゃないかなと思ひまして、この質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

玖珠町の町営住宅は19団地の292戸を公営住宅法に基づき条例を定め管理を行っております。家賃につきましても同様に公営住宅法に基づき算定をしております。町営住宅は、住宅に困窮する低所得者向けの住宅であり、一般の民営住宅より安い家賃となっております。高齢者向けの住宅といたしまして、エコタウン今村に14戸、また本年度から設計工事に入ります（仮称）田中団地につきましては、

1階部分の4戸を高齢者向け住宅として計画をしております。

平成22年度の国勢調査によりますと、玖珠町の世帯数は6,149戸で、そのうち65歳以上のひとり世帯は758戸、2人世帯は852戸の合計1,610戸となっており、全体の26.18%となっております。高齢化が進む中、更新時期を迎える町営住宅の建て替え計画の中で、安い家賃の高齢者向け住宅についても検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 今後建てる町営住宅の中に、一部がそういうふうの高齢者向けをしているということは聞いておりますが、専用住宅というのが欲しいねと。やはり伸び伸びと自由に楽しく暮らしていけるといふ。若い人と隔離、別にするという意味じゃなくて、そういう専用住宅というのが欲しいよねという話をしておりました。

私も、ここに何か高齢者に関係ある最近の住宅施策というので、平成19年に住宅セーフティネットというのがあって、やはり国もそのようなことに取り組んでいるということを見つけてきて、やはり玖珠町も必要ではないかと思って今回の質問をさせていただきました。これは、今から年老いていく、住宅等、国民年金、厚生年金の10万前後の者たちの切なる願いです。

以上です。

4番目の質問に移らせてもらいます。

九州北部豪雨の教訓から、身近な防災ということで、これは本当に7月の2回起きた大雨によって体験したことを述べさせていただきます。

1番、防災無線は全戸に設置されているかということです。まず、周辺にアパート、新しく入った家等に、うち防災無線がないということを知り、防災無線ですべての連絡はされていると聞いたのですが、本当に全戸設置されているのか。それと、もう一つは、入れかわりのあるときに、どういうふうな手続でこれを申し出て、設置に至るのかということを知りたいと思います。

それともう一つ、地域における避難訓練の必要性。というのは、この前避難勧告が出たときに、よそから来られた方ですが、早速電話がかかって、メルサンホールに避難と放送を受けたんですが、どこですか。メルサンホールって、ここから歩いて20分もかかるんですよということで、その間に川があり、低いところがあって、どうするんですかと言われてたんですけども、私としては何という返事もできなくて、役場に聞いてごらんということをお話したのですが、その後聞いたかどうかはちょっと確かめておりません。ただ、その方はじっと、もう怖いので家にいたそうです。待機をしていたそうです。ということで、やはり、学校とか企業のみではなく、地域コミュニティ単位でもいいので避難訓練を年1回すべきではないかと思っております。

大きな避難勧告、避難指示のときは指定の場所、でないときはこのあたりに皆さんで集まろうという、いろんな案も出てくるんじゃないかなと思って、本当に、あそこから歩いていだけで、それこそ事故かなんかありそうねという感じで、やはり避難訓練の大切さを痛切に感じました。避難訓練を

する等予定はあるかどうか。

じゃ、ちょっと3番目は一番最後にします。1と2点についてお願いいたします。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、防災無線は全戸に設置されているかという点につきましてですが、今回の災害につきまして気象庁は九州北部豪雨と命名し、九州各地に甚大な被害を及ぼしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本町においても、ご承知のとおり町内至るところで公共災害、それから農地災害等が発生しておりまして、特に古後地区の被害状況は甚大で、高齢化、過疎化の進んでいるこの地区の復興は最優先課題と考えているところでございます。

ご質問の防災無線についてでございますが、防災行政無線につきましては、平成9年度、それから平成10年度の2カ年にわたりまして親局を役場に、中継局を伐株、それから花香に、屋外スピーカーを町内7つの中学校に、そして町内全戸へ個別受信機6,462台を無償貸与により設置いたしました。その後、世帯数の増加に伴い個別受信機も全世帯配布を基本に増設しており、転入、転出の届け出の際には住民課窓口にて設置、それから回収の案内を行ってきたところでございます。よりまして、基本的には全戸に設置されているものと考えておりますが、転入時に申請されてない場合、それから転出時に返却されていない場合等も考えられますので、もし設置をされていなくて設置を希望される方につきましては、環境防災課のほうに連絡をいただければ個別受信機を無償で貸与いたしておりますし、また今後、広報等で町民に周知も行いたいと考えております。

今後は、現在の防災行政無線を充実しながら、大分県防災ポータルサイトと連携し、携帯電話のエリアメール、それから県民安全・安心メールなどを利用した住民への災害情報の提供を進めてまいりたいと考えております。

それから、次に、地域における避難訓練の必要性でございますが、住民が安心・安全に暮らすために、その生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策の一つであります。一たび大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐため国や県、そして市町村は全力で対応いたしますが、防災関係機関の対応、いわゆる公助だけでは限界がありまして、そこで、住民一人一人が自分の身を自分の努力で守る、いわゆる自助とともに、地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む、いわゆる共助も必要であると考えております。自助、共助、そして公助が有機的につながることによりまして、被害の未然防止、軽減を図ることが可能となるのではないかと考えております。東日本大震災の事例でも、地区で助け合うことで犠牲者を出すことなく避難できた。それから、日ごろの地域のかかわりが活発な地域は被災時も協力して避難し、その後の片づけや生活も協力して行っていたなどの報告も上がっております。

議員さんご質問の避難訓練についてでございますが、地域防災計画の中では、災害予防という観点から、災害に強い人づくりとして計画されておりまして、玖珠町及び防災関係機関は、地域防災計画、

防災業務等の習熟、それから防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、また各地区コミュニティー運営協議会、消防団、ボランティア団体、それから地域住民等と連携し、地震、風水害等の災害に備えた防災訓練を実施するものと規定しております。

防災訓練の中には、住民の避難訓練はもとより、災害時要援護者対策や避難所の運営、本部体制等も含まれておりまして、総合的な防災訓練を行わなければならないと考えております。その中で、避難場所や避難経路の確認、見直し、地域の危険箇所の確認など、地域住民が災害に関する意識を共有し、みずからの問題として積極的に防災活動にかかわるような取り組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会行事などを通じて地域住民相互のコミュニケーションを高めることで活性化を図り、災害時に有効な体制をつくっていく必要があります。そして、女性の視点に立った対応も必要となることから、女性の参画を促すことも重要と考えております。

現在、本町では民生児童委員と自治委員、それから消防団による災害時要援護者の近隣支援者の取り組みを行っておりまして、また防災知識の向上を図るため、100名以上の町民が10月、11月の2度開催されます防災士資格の試験の受講を予定しております。そのほか、各地区のコミュニティー運営協議会や各自治会の協力によりまして、各組織の中に防災事業担当の部を設置していただきましたので、議員さんご質問の避難訓練、防災訓練、防災教育等も各地区コミュニティーや自治会の自主防災組織と協議しながら実施したいと考えておりまして、今後は具体的な防災対策を進めてまいりたいと考えております。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） わかりました。東日本の助かった子供さんたちも、避難訓練の回数を重ねた結果、命が助かったということで、やはりいろんな研修会等よりかは、身をもって体験、避難訓練を実際に歩いてするということが大切じゃないかと思えます。

それと、防災無線の件は、皆さんがわかるように、本当にこういうふうに設置する、届け出ればできるんだということをぜひわかるように示してもらいたいと思えます。

最後の、時間がなくなりましたが、大雨が降ったときに、森川、玖珠川に流れ落ちるまでの水路の詰まりでいろんな箇所が水があふれたと思えます。現に私の住んでいる近くも、以前家があったんですが、なくなって、水路の管理をする人がなくなって、山から滝のように落ちる水が森川に流れなくて、どんどん十之釣の道路のほうに上がってきて、役場と消防に連絡したけれども、いやいやまだその段階では行けないよという返事をもらったということで、本当に高齢者、女3人で見たら、詰まっているので、そこを上げたらすっと流れて、水がすーっと引いたと。本当に。

もう一つは、昨年栄町のほうで、6年前まで上げていた水路の土の始末をしてくれないので、町がしてくれなくなったので掃除ができないけれども、どんどん水の流れる範囲が少なくなっているけれども、大雨が出たら絶対あふれるよと言って去年窓口に行ったんですが、できないよと言われて、今年、やっぱりそこがあふれ出たということで、それは教訓として、やはり今空き地、今まであった家、耕された田畑が管理がなくなって、自分の周囲だけは掃除はできているんですが、玖珠川、森川に流

れ着くまでの水路の管理、それを町にやっていただきたいと思い質問しました。時間がないので、以上です。時間のある限り答えをお願いいたします。

○議長（高田修治君） 時間がありませんので簡単に。

梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） もう時間がないと思いますので、簡単に回答したいと思います。

まず、水路の関係でございますが、やはり水路の維持管理ということは、今回の災害を見ても、河川のはんらん、または水路のはんらんによるものが大部分を占めております。そういった意味で、やはり水路の整備、さらには維持管理というのが大切ではないかということを感じたところでございます。現在、整備については国の事業等に取り組みまして整備を進めております。しかしながら、数が多いために、少しずつでありますけれどもしているという状況でございます。

清掃を含めた維持管理でございますが、やはり玖珠町の土地改良区、さらには水路関係者、さらに水路の利用者と一緒になって取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。人間の手だけではなかなかできない分については、機械等が必要になるということで、その分については町のほうも支援をしていきたいというふうに考えております。こういった地道な維持管理が今後の災害の予防につながるというふうに思いますので、ぜひ町民皆様のご協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 時間超過して申しわけありません。以上で終わります。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子議員の質問を終わります。

次の質問者は、15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） おはようございます。15番繁田です。

さきに通告いたしました3点についてお尋ねいたします。

6月議会からこの4カ月間、とりわけ古後地区を中心に町内で猛威を振るった集中豪雨は各地で大きな災害を起こしました。職員の皆さんの災害復旧への多大なご労苦には敬意を表するとともに、改めて災害に対する心構えや行政の対策を見直すことも感じました。9月は台風襲来のシーズン、防災に関する月間でもあります。今回の集中豪雨対策では、避難勧告や避難指示をめぐって町民の間で多くのご意見が出されました。後ほどお尋ねいたしますが、備えあれば憂いなし、その精神で周知徹底するよい機会ではないでしょうか。今、大谷さんが質問をされましたので、あらかじめの部分については私も理解をいたしました。今後もう一度徹底的なマニュアルをつかって、実地訓練をするべきではないかというふうに感じております。

やがて議員になって、私たちも2年間が経過をしようとしております。一般質問の場で、議員各位がそれぞれの思いを述べていますが、執行部の受けとめ方や、何か実行されたものがあるのだろうか。委員会で採択された陳情や請願について、各担当課はその都度実行に向けて話し合いがなされている

のかなどなど、私たちも言いつ放しではなく、後の追跡調査も必要ではないかと感じています。今回の3点は、自分自身の思いより町民各位の知りたいこと、今この問題はどうなっているのかといった疑問に対しての質問です。

まず、第1点目、既にこのシルバー人材センターの設置に向けた質問はもう十数年前から何度となく質問されていますが、実現しない問題でもあります。なぜできないのか、なぜ取り組まないのか。町にメリットがないのか。今日は、そういった点についてお尋ねをしたいと思って質問をいたしました。答弁をいただき、議論をしたく思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

なぜできないのかというお話をいただいたんですが、実は昨年度12月の議会の折にも繁田議員のほうからご質問をいただき、またその回答で、前向きにこちらも検討させてくださいということで、実施の方向に向いての答弁をさせていただきました。現在、4月より機構改革も受け、高齢者福祉の分も介護保険と合体した高齢者支援係に改編しております。そこで、人員も予防の観点、それから生きがいももちろんですが、就労を含めた体制ということで、現在精力的に、高齢者軽度日常生活援助事業というのをベースに、今社会福祉協議会で行われております事業とともに、北山田の人材センター、それと、既にもう八幡のほうで環境ボランティアの方で、そういうシルバーのボランティアの方々がおられますので、その方々との調整に入っております。近いうちに形として出せるようにしたいと思っています。

まだ、それには、今かかわっている人以外の方のご意見、つまり需要と供給のバランスがありますので、今までなかなか実現しなかったのは、その辺のところが見えない部分でもあり、それから町の方針としてどこまで予算的なものを確保しつつ、それからセンターとしての機能の運営がうまくいくだろうかという検討のほうを続けてまいりました。しかしながら、いろんな計画書の策定をする上においても、そういうご意見をいただいたり、そのパーセンテージはだんだん上がってまいりましたので、そこを生かして前向きに検討することになっております。

近いうちには、先ほど言いましたように、具体的な需要と供給、どのような業務を自分ならお手伝いできるか、それから、どのような業務を自分としてはシルバーに託せるか、お願いできるかというようなものを全町でアンケート調査を実施することを計画しております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 大変近いうちに実現しそうな話でありまして、県内で、ないのが玖珠と九重と日出やったですかね、3カ所ぐらいで。いつだったか質問しましたけれども、時間切れでこういったやり取りもできないままでしたので、今日はいよいよ実現という運びになりまして、勝手に私個人的に思うんですけども、例えば4地区でシルバー人材センターをつくって、運動公園の例えば管理棟がありますよね。管理棟にそういった場所を設置して、どなたか若い人がパソコンで登録をして、

それをベースにして4地区別に発注ができれば一番いいのではないかというふうに思っています。と同時に、先ほど言われましたように、高齢者の就労という点、これは先ほど大谷議員さんもおっしゃいましたが、高齢者であと3万円あったらひとり暮らしの生活、二人暮らしの生活ができるといった部分で、生活保護に頼らなくてもいい、そのシルバー人材センターをうまく活用して、高齢者の人たちが就労の場と収入の場を確保することも行政としてのお手伝いの重要な役割を示すのではないかというふうに思っております。

ですから、単なるシルバー人材センターだけじゃなくて、私昔から言っていますけれども、第2の失業対策、そういった部分を高齢者の方々が今後生きがいを持って、働きながら自分たちのお金で生活ができるようなシステムの場を兼ねたようなシルバー人材センターという部分をぜひ設置をしていただきたいと思います。北山田のほうは、もう既に30名ぐらいの方が登録をしております、要望事項としてお尋ねしたのが、事務所の設置ですね。それから、例えばシルバー人材センターの中の事務所に携帯電話を2台ぐらい欲しいとか、受け付け事務処理の事務員の雇用をやってもらえないとか、会員の配送に使うようなワゴン車を設置することができないとか、また登録された皆さんには保険をきちっと掛けていただけないか。あるいは機械器具、チェーンソーや草刈り機、いろんな部分、脚立、そういった部分をシルバー人材センターできちっと設置していただければ、自己負担も少なくなって助かると。ヘルメット、それから簡易な倉庫、そういった部分についてもシルバー人材センターを設置するときに検討課題の中に入っているかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

既にそういう問題をるる項目別に立ち上げてまして、今近々に設立したところから、それから既にもう順調にいつているところを視察等をさせていただいて、うちの町で今行われているレベルのシルバーセンターと、本来全町で生かしていくにはどのくらいのレベルが要るかという話もしておるところです。

それから、4カ所という意見も一応お聞きしてはおりますが、実際には、その地区その地区で需要が変わってくるんですね。そうすると、同じ登録してもお一人お一人の収入がまた変わってくるんですね。それで、町としては1カ所ということになるかと思えます。1カ所です。1カ所ですが、優先的にそういうお約束事なり、運営の仕方ではいろいろ考えられると思えますので、先ほど項目別に上げていただいたことはうちの検討課題でもあります。

以上です。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 設置する場所は1カ所でいいんです、管理する場は。ただ、玖珠町というのは4カ町村別にありますので、やっぱり北山田の人は北山田地区、八幡の人は八幡地区でつくっていますから、そういった制度をうまく利用して、1カ所で管理をしていただきたいということでありませう。もうこれはぜひ期待しておりますので、早急な設置に向けて取り組みをよろしくお願ひしたいと

いうふうに思います。

次、2点目であります。中学校の統合について。

1校に統合と教育委員会の方針が出されて久しいが、動きはどうなっているのか。最近では、森高校跡地の利用などといったことが聞かれるが、教育委員会として具体的に統合年度や学校用地について調査、話し合いが行われているのか。そういった部分について、私たち、文教の担当委員会なら情報が入るかもしれないけれども、文教からちょっと外れますと、具体的な部分について多くの人から聞かれるけれども、全くわからないと。だから、あえて今日そういった部分について質問をさせていただきました。統合年度と校舎用地についてどうなっているかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えをいたします。

生徒数が激減しております。昭和30年代ピークでございましたけれども、現在ほぼ6分の1でございまして、当時から中学校は7校、今も7校と、そういうことで我々は避けて通れない喫緊の課題ということで、生徒数の減少期における学校規模のあり方についてということで、昨年1月、玖珠町総合教育審議会に諮問をいたしました。8月に答申をいただきました。審議会のメンバーは大分大学の山崎教授を座長に、ほか17名であったわけでございます。もちろん議会代表も議長さんが出席をいただいておりますけれども、その答申ですが、7校を1校に再編すること、建設の場所については道路事情、交通機関の有無等を十分勘案すること、吸収合併ではなく新設とすること、この部分につきましては、答申書では新中学校設置方式というふうなうたっております。それから、安全な交通手段を確保すること、跡地の活用は地域振興が図られるようにすること、そして、最後に生徒数の減少予測から早期の再編が望まれる、こういう趣旨でございました。

これを受けまして、昨年12月、私どもはまちづくり推進課、それから総務課財政担当ですけれども、初め関係8課の代表10名から成る内部の中学校再編促進チームを設置いたしまして、今取り組んでおるところでございます。

経過でございます。

まず、8カ所の現地踏査を行いました。それから教育環境、通学手段、あるいは事業費の概算などを中心に検討を加え、さらに4カ所に絞り込みまして検討を行っておるのが現状でございます。答申で指摘をされております吸収合併をさけること、すなわち既存校舎をそのまま利用しないことを前提として、校舎、それから運動場、体育館、プール等の用地を確保することとなりますと、かなりの敷地面積が必要でございます。最低でも2.5ヘクタールは必要かと思っております。かなりの経費も見込まれますことから、用地選定がおくれ、現在決定に至っておりません。

教育は百年の大計と言われますけれども、玖珠町唯一の中学校になるわけでございますので、子供にも町民にも夢が持てる、将来に禍根を残さない校地選びが求められるわけでございますので、慎重に対応しておるところでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、統合年度についてのお尋ねがございましたけれども、審議会の答申は早期に再編すべきとの方向でございました。可能な限り早期統合に向けた取り組みをいたしますが、完成までには2年ないし3年の月日を要するというふうに思われます。今後は、ただいま発注をしております候補地の簡易の不動産鑑定の結果を待って、さらに経費を比較検討して、議会の皆様にもご相談を申し上げながら、保護者や校区住民の説明会を経て、最終的に議決をいただきたいと考えております。

これまでの関係機関、団体との協議でございますけれども、6月には文教民生委員の皆さんのご意見をお聞きいたしましたし、また中学校区別の意見交換会のほか、再編推進に前向きな町連合PTAの中の中学校再編特別委員会の皆さんとも協議をさせていただきました。今後は審議会の答申に沿いまして、できるだけ早期再編に向けまして鋭意取り組み、遅れを取り戻したいというふうに考えております。引き続きご理解とご協力、ご支援をいただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 議会側の問題もあるんですけれども、やっぱりそういうふうな方針が出たとき、教育委員会としては議会に経過の報告をやってもらいたいなということも感じました。議会のほうからも要望をしなければいけないかなんではないかと思いますが、教育委員会に所属している人は知っているけれども、ほかの人はなかなかわからないという部分があります。

町長に1点お尋ねしたいのは、町長の、森高跡地に中学校統合したいというふうな言葉がひとり歩きしているんですね。そういった発言をしたことがあるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えします。

そういう発言はしたことございません。噂は出ていると思いますけれども、認識しています。いろいろ議論の中であっても、候補地としては選択肢の一つではあるということは言ったことはあります。

以上です。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） その選択肢の一つとして言ったことがあるということは、そういうことがやっぱりひとり歩きするわけですね。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○15番（繁田弘司君） はい。だから、選択肢は、これは教育委員会の専管事項になりますから、町長がそういった部分について早計に口を挟まないように十分気をつけないと、そういった問題だけ、気の早い学校の先生から私聞きましたけれども、いやもう森高跡地になりますというふうなことを言っていましたから、十分そこら辺は教育委員会も町長とのすり合わせで注意をして、用地の選択については教育委員会が責任を持つんだということを今後きちっと踏まえていただきたいというふうに思います。

3点目です。

今回の、先ほど大谷議員さんが質問をされました。防災であります。大変難しい問題でありまして、課長が先ほど答弁していましたが、確かに自主的な避難から地域的な問題というふうにあります。1回きちっとしたマニュアルをやっぱりつくって、今後玖珠町の、例えば避難勧告、避難指示についてはどういった対応をするかというのは課題の一つだと思います。と申しますのも、全町避難勧告が出て、全町民が避難をするには、現在の指定されている部分ではとても賄い切れないと。また、賄う側の行政のほうも、食料の問題とか毛布の問題とか水の問題からさまざまな問題があるわけですから、まだきちっとそういったマニュアルがあるわけじゃないんでしょう。ですから、今後の課題として、ぜひこれをもう少し細分化して、4地区別でも、例えば小田の方が塚脇小学校に避難をなさというわけですね。そういうふうになっているんですよ。それじゃとても、さっき言いましたように高齢者の人がどうするかとか、だから、地域的に高齢者をきちっと把握して、地域の消防団ともタイアップして、Aさんの場合には消防団の何号さんが責任を持って対処するか、そういったところまで今後考えるべきではないかというふうに思っておりますが、もう1回、今後どういうふうを考えていくかということについて答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、質問事項に出ておる避難勧告のあり方、それでよろしいですか。避難勧告のあり方、それから受け入れ態勢、それから場所につきましてですが、現在玖珠町の指定避難場所は各地区に12カ所指定しており、収容人員は4,800名を想定しております。避難所の職員対応につきましては、本部体制によって幅はありますが、2名から6名の配置を行う計画となっております。

それから、勧告のあり方についてですが、避難勧告につきましては事前避難を原則に、大分地方気象台から玖珠町に大雨または洪水警報のいずれか1つが発せられ、当該地域の河川水位がはんらん注意水位を突破し、洪水が生ずるおそれがある場合で避難を要すると判断されるとき、また河川の上流域が水害を受け、下流の本町地域に水害が生ずるおそれがあると判断されるとき、そのほか時間雨量50ミリの降水量が断続的に観測されるものと予想されるときや大分地方気象台から土砂災害警戒情報が本地域に発表され、急傾斜地崩壊、それから地すべり、がけ崩れ等による土砂災害の発生が予想されるときに発令するということになっております。

避難勧告は、災害対策基本法に基づき居住者に避難を勧め促すもので、避難を強制するものではありません。今回、7月3日の9時50分に全町避難勧告を、先ほど議員言われましたとおり発令いたしました。これは7月1日には日雨量121.8ミリ、時間最大雨量76.8ミリという豪雨が降っており、7月3日の午前4時40分には大雨洪水警報が、8時には土砂災害警戒情報が発表され、50ミリを超える時間雨量も観測され、町内各所から浸水、それから土砂崩壊の情報が次々に入ってきた情報と、日田市、それから中津市の発令状況を総合的に勘案し、発令したところでございます。

それから、避難指示につきましては、緊急避難を基本に、当該地域の河川水位がはんらん危険水位

を突破し、洪水による災害が発生し、または著しく危険が切迫していると認められ、速やかな避難を要すると判断されるとき、また当該地域において地すべり、山崩れ、がけ崩れ等が発生し、災害の拡大が予想され、速やかな避難を要すると判断されるときに発令することとなっております。

避難指示は、災害対策基本法のほか、水防法、地すべり防止法、それから警察官職務執行法、自衛隊法により規定されているもので、拘束力の面では勧告より強いものとなっておりますが、指示に従わなかった方に対してまで直接強制までは行われません。今回、7月12日より降り続いた豪雨により、北山田地区のため池決壊のおそれが生じたため、浦河内地域一帯に避難指示を発令し、避難所である北山田小学校においては157名の方が一晩を過ごしたところでございます。これらのほかに、警戒区域の設定というのがございますが、この場合は町職員や警察、それから消防署が危険な区域を警戒区域と設定して、その区域への立ち入りを制限したり、立ち入りを禁止したり、また退去を命ずることも可能となっております。これらの制限や禁止、退去命令に従わなかった者には罰則規定が設けられておりまして、3つの発令の中では最も拘束力があるものであります。

〔「避難指示、勧告指示、もう1個何やったかな」と呼ぶ者あり〕

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 警戒区域の設定ということでございます。

今回の7月3日から15日にかけての大雨により、玖珠町では初めてと思われまます避難勧告と避難指示を発令し、14日には最大で242名の住民が町内各所の避難所に避難されました。町の対応では避難勧告、避難指示の30分前には、担当職員に指示して避難所の開設、運営を行ってきたところでございます。また、土砂災害等により道路が寸断され、指定の避難場所まで行けなかった方も数多くいたということは把握しておりますので、今後は自治委員、民生委員、消防団等と協議しながら、自治区などにおける一時避難所の設置についても検討を行っていきたいと考えております。

その他、避難者が多数出た場合などは、屋外にプレハブを設置したり、県への災害救助法の適用申請や、それから大分県及び市町村相互間の災害時応援協定というのがあります、それに基づきまして県有施設の使用、それから近隣市町への避難者収容のための施設の提供などの協力要請というようなことも考えられると思います。

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助という心構えを持ちまして、時期を逃さず適切に行動することが最も大切とされており、今回の炊き出しの件につきましては、そのような共助の気持ちから自治委員さんより申し出があり、炊き出しの場所についても河川から離れ、標高的にも北山田小学校と同程度と判断し、かつ時間的に避難者全員分の食料の手配が困難な状況であった、そういうことを総合的に判断しまして、共助の気持ちを尊重して実施をしていただきましたが、詰めが十分でなかったということにつきまして、反省材料として今後勧告指示の区域設定や避難者による避難所設営のあり方などにつきまして、各方面から意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

なお、今回の災害に関しまして、8月末に庁舎内の課長を主としまして災害対策本部会議を開催し、検証、それから課題、見直し等の検討を行いましたので、今後防災会議などで提案し、地域防災計画というのがありますが、その計画の見直しに反映をさせていきたいと考えております。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） じゃ、ちょっと確認をしたいんですが、避難勧告、これは強制するものではないということですね。いやいや、今おっしゃいました。次、指示は直接強制力はないと、おっしゃいましたよね。警戒区域の設定をしたときに初めて、その罰則規定があるというわけですね。じゃ、そういった部分をもう少し、今後の課題ですよ、わかりやすくきちっと説明しないと、皆さん勧告というのは従ったほうが身のためだっち、避難勧告、そういうふうな非常に強い口調で勧告の場合は話されていますから、従わないと身のためにならないんじゃないかなというふうに町民は受けとめていますから、勧告については強制するものではないから、まあ言うなれば自由ですよという、そういうふうな受けとめますよ、今後は、ね。いやいや、本当ですよ。

それから、指示についても強制力ないんで、おれはもう自分のことは自分でするんだから行かないと、そういうふうに言ったらそれでおしまいですから、その勧告と指示と、今回北山田地区については警戒区域の設定をしたのかどうかのその3点。

○議 長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 勧告につきましては、自由という意味ではなくて、勧め促すということで、あとは本人の自主的な判断も踏まえて、もし危険であるようであれば避難してもらおうという形になると思います。それから、指示につきましては、一応直接的な強制力はありませんが、指示にできるだけ従っていただくというほうが、被害を受けないためにもいいんじゃないかというふうに考えています。

警戒区域につきましては、これは先ほども言いましたが強制力を伴うもので、指示に従わなかった場合は……

〔「北山田はそれを出したのか、出さなかったのか」と呼ぶ者あり〕

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） そうですね、北山田につきましては、警戒区域の設定ということは出しておりません。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 資料がわからなくなりましたがけれども、今回はっきりしたんですけれども、勧告指示、そういった部分を1回町報できちっと出してもらったほうがいいんじゃないかなと。全員避難勧告ですから全員避難しなきゃいけないというふうに町民の人は受けとめているわけですよ。でも、実質1万7,000人がぼっと来たら、さっき言ったように12カ所で4,800名しか収容できないと。だから、警戒区域の設定があったときには全員、これはもう法的な罰則規定があるから従わなければいけませんよと、その他の勧告と指示についてはこういうふうなという文言上をわかりやすく、やっぱり今後について説明をしていただきたいというふうに思います。ただ、勧告は勧め促すというか、国語辞典を引いたら、たしか従ったほうが身のためだというふうな大変強い口調で書かれていますから、そういった部分も1回勉強していただきたいというふうに思います。

今回、勧告、指示、さらには警戒区域の設定という部分について、大変よくわかりました。以後、

そういった部分も含めて、さらにはもう少し、例えば先ほど言いましたように小田の方が避難しなきゃいけないときに、塚脇小学校ですよ、そういうふうになっているんですよ。だから、そういった部分をもう1回見直さないと、いよいよ本当具体的なときにどうするかというのは今後の課題だというふうに思います。

それから、課長が先ほど言われましたように、これは自分たちだけのことではなくて、例えばお隣の日田市、竹田市が災害に遭われたときに、玖珠町という自治体としてどういった指示、協力ができるかという、バックアップ態勢もひとつ考えるべきじゃないかと。自分たちが被害に遭ったときに支援を受けなきゃいけないけれども、よそが被害に遭ったときにすぐ支援態勢がとれるということも今後の課題の一つにしていだけないかというふうに思っております。

それから、最後に1点、町長にお尋ねをしたいんですが、危機管理について、さきの8月4日の土曜日、高橋地区に自衛隊の無人探察ヘリが墜落しました。たまたま私、地元の方から電話が入り、すぐに出かけ、12時ちょっとぐらい前に着いたというふうに思います。その後、私、これは私の仕事じゃないということで、基地対策委員長、副委員長の2人にお電話をしまして、現場に来ていただけないかというふうに連絡いたしました。しかし、町長になかなか連絡がつかないということで、地元住民の方は、私たち議員が行ったときに大変お怒りになって、おまえたちは何しに来たのかぐらいの、大変失礼なことを私たち言われたわけですよ。こっちは心配して行っているのに、地元の対応はそんなふう。ただ、町長が来ないと全く話にならないというふうな地元の人の対応でした。

確かに議会議員の権限というのはわずかなものしかありませんから、そういった地元の言い分はわかるけれども、町長はそのとき一体何をしていたのだろうか。なぜ2時間も連絡がつかなかったのかと。町長の仕事は激務かもしれませんが、町長になった以上はもう少しそういった部分を考慮しながら、いつでも連絡態勢がとれるということについて、今後は十分注意をしていただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

これは私の連絡なんですけれども、私の携帯は役場の職員の方皆知っています。携帯電話、私の持っている個人的な携帯電話は—————なんですよ。そうすると、町内電波が届かないところあるとか、私はマナーモードにしているときは聞こえないときがあるんです。今回の場合は、マナーモードでちょっと遅れたと思います。そういうことありまして、今後今携帯を2つ持つようにしてまして、そうすると町内大体ほとんど通じる—————を役場のほうから貸していただいていますから、2つ持っていつでもとれるような態勢で、もし何かあったら。ただ物理的に不可能だったらいけないということありますけれども、町内にいる限りは、できればそういう情報入れば対応していきたいと。ということで、ちょっと遅れましたが、現地には8月4日に行かせていただきまして、いろいろ現地の人とお話しさせていただいて、今後の対応ということで説明会なんかも開かせていただいたという状況でございます。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 町長の件については、わかりました。

防災も私、担当課から資料いただきました。膨大な資料で、これを見てどう対処するかというのも大変難しい問題ですけれども、南海トラフの今度発表もされましたし、行政というのはもうとにかく何か、行政もそうです、議員もそうですよ、町民の人から大変いつも厳しいご批判とおしかりをいただきますが、それを私たちはばねにして、じゃ議会として今後どういうふうな取り組みをしたらいいのか、行政としてそういった避難しなければいけないようなときに、いち早く対応するためにどうしたらいいかというのも今後1回一緒に考えていきたい。そして町民の人に安心と安全を与えるような、まちづくりの一環を取り組んでみたいというふうにも思っております。

以上、3点について、特にシルバー人材センターを初めて具体化するということで大変喜ばしいというふうにも思っておりますし、ぜひ、先ほど言いましたように単なる仕事の受け皿じゃなくて、その中の輪を広げていただいて、高齢者の方の就労支援につなげるような場にしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議 長（高田修治君） 15番繁田弘司議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時40分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 先ほどの繁田議員のご質問の中で、私の答弁の中に個別的企業名をお答えさせていただきましたけれども、その箇所を削除のほうをお願いしたいと思ひまして、発言させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長（高田修治君） 次の質問者は、3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 3番宿利忠明です。九州北部豪雨は、県下に多大な被害をもたらしました。災害に遭われました皆様方にはお見舞いを申し上げます。

町内にも多くの被害があったわけでありますが、とりわけ古後地区には甚大な被害を受けたところでもあります。町長を初め、議長、副議長、産建の議員さん、また国会議員、県知事、県会議員、関係者皆様の視察をいただき、激励や早期復旧の取り組み等の力強い言葉をいただきました。当時不安でいっぱいでありました地域の人たちは、本当にありがたかったと感謝をしておりました。

また、地元消防団の皆様には、我が家の災害を顧みず、地区のため防災活動に当たっていただきました。自治委員を通しての災害被害調査等、本当にきめ細かな対応をしていただきました。当時のこ

とを思い出し、関係者皆様に感謝、お礼を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、災害復旧は原則では、原状復帰、元通りに戻すと聞いていますが、原状復帰ということは今度のような水量の雨が降ればまた被害が出ることになりかねませんので、災害に強いまちづくりのため、復旧に当たっての町としての基本的な考えを町長さんにお聞かせいただきたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

基本的には私、県とか土木事務所とか、百年の計を考えて、やはり単なる災害復旧じゃなくて、できれば河川の流れを変えるようなことをできないかということをお願いして、基本的には原状を復旧するというのが基本ということです。その中でもできる限りのことはやっていくような努力をしたいと思うんですけども、基本は災害の場合原状復旧と。その中においていかに強い対応をできるかと、工事をしていくかということが課題じゃないかと思います。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 最初に言ったように、原状復旧ではやはりまた災害起こると、非常に危惧しておるわけでございますので、できる限り今度のような水量でも災害に遭わないという考え方で復旧に当たっていただきたい。最初にそのようお願いをしておきます。

農地につきましてであります。

今、各農家に一応95%の補助率、5%の負担率ということで、災害で復旧しますかというような通知が個人的に来ているわけでございますけれども、やはり5%の負担でも農家にとりましては何か所も災害があるわけでございますので、個人的にはかなりの負担金になるわけでございます。それで、今まで激甚では、過去ですね、97%から98%の例があるように聞いておりますけれども、今回の激甚でもそのような高額補助率になる可能性があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 負担率についてのご質問でございます。お答えしたいと思います。

まず、農地及び農業用施設災害復旧事業に対する国庫補助は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律——通称暫定法と申します——と、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律——通称激甚法と申します——以上を根拠として行っているところでございます。

農地等の災害復旧事業につきましては、1カ所の工事費が40万以上ということとなっており、40万以上が対象となっております。

農家の負担率でございますが、まず暫定法による通常の補助率は農家1戸当たりの復旧事業費が8万円までの場合は農地が20%、農業用施設については65%となっております。しかしながら、農家1戸当たりの復旧事業費が8万円を超えると補助率が上がることとなっております。さらに激甚災害指

定をされると、激甚法により、さらに補助率の上乗せがあります。

今回激甚災害指定となりましたので、先ほど言われたように高率補助になると思われませんが、先ほど申したように、農家1戸当たりの復旧事業費を決定することが、まず最初に必要になっております。決定をしなければ補助率が決まらないということになります。今後12月下旬まで災害査定がありまして、災害査定終了後に復旧事業費が決定をします。その間町としましては、字図及び土地台帳等で被災ヶ所に係る関係農家戸数を把握する作業を行い、その後1戸当たりに係る復旧事業費を決定し、暫定法及び激甚法により補助率を算定することになっておりますので、補助率の決定は来年の1月になると考えられます。

災害復旧事業に関しましては、今まで町の上乗せ補助は行っておりませんでした。しかしながら、今回甚大な災害ということで、補助率等検討しまして、国の補助率決定前に農家負担を最高5%と位置づけ、現在災害復旧事業の申請を取りまとめているところでございます。

今後、先ほど申しましたように1月に補助率が決定します。その補助率の決定いかんにより、町の上乗せ補助も検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） できる限りお話し合いをお願いしたいと思います。

それから被害に遭った農地、田んぼですけれども、圃場事業をした田んぼでございまして、まだ圃場整備の工事の支払いが残っておりまして、いわゆる今度の負担金も合わせますと二重ローンのようなことになるわけでございますし、そのことにつきましても例えば圃場整備の支払いの工事代金の延期とか、負担金の何らかの貸付制度だとか、そういうことができるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

まず、圃場整備の負担金が、県営圃場整備で昭和の代にやった地区からずっとあります。基本的には土地改良区が一括借入れをしまして、今返済を行っているというふうに聞いておりますし、今回甚大な被害に遭いました古後地区の中心部については、県営圃場整備で改良区のほうに取りまとめをし、返済をしているという形になっております。返済期間を残すところあと3年ぐらいで終わるといふふうに改良区のほうからも聞いております。金融的な支援、また今言われる借入れの一時据え置きという制度はございます。この分につきましても改良区に相談をし、改良区のほうで手続をすればそういうことが可能というふうになっております。

また、改良区以外の中山間地域整備事業で行った、県営圃場整備以外の分につきましても、直接農協と相談をしまして、窓口が今農協になっておりますので、農協のほうに手続の申し入れをすれば、その分については対処するというところで確認をとっているところでございます。

以上であります。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） それはもう個人的に相談を、ということでよろしいのでしょうか。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） はい。

○3 番（宿利忠明君） それで、今回の災害で家や宅地等の、家の裏山が壊れたとか、前の石垣が壊れたとか、いろいろな被害が出ておりますけれども、この家や宅地については農地と違いまして、非常に今補助制度がないというのか、ちょっと難しいということも何度か相談に行って聞いているんですけども、これらについての補助制度というんですか、それはどんなものがあるのかお知らせをいただければ。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 補助対象事業についてのご質問でしたので、回答いたします。

建設水道課等担当しております事業になりますが、人家に接しますがけ地の対策事業につきましては、急傾斜地崩壊対策事業があります。この事業の採択要件といたしまして、県営事業では、がけ高5メートル以上、斜面の角度30度以上、そして関係する人家5戸以上の自然斜面となっております。町営事業につきましては、人家1戸以上の5戸未満となり、他の要件で県営事業と同じであります。どちらの事業につきましても受益者の負担は発生してきます。

このたびの九州北部豪雨によるがけ地の崩壊は、30カ所を把握しております。その中で本事業の対象となるのは13カ所と考えております。現在県への審査要望のため、対象箇所について測量などの作業を行っておる段階であります。今後、受益者、県、町で協議を行い、早期の安全確保に努めていきたいと考えております。

ただし先ほど言われましたように、補助事業に該当しないがけ地につきましても対応は、大変厳しい状況であります。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） なかなか要件があるということは聞いておりましたけれども、例えばそういう補助制度にかからないがけ地とか、機械の借上料とか、生コン、物資的に何らかの援助というんですか、そういうことは考えられませんかでしょうか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 対象地があくまでも民有地でありますので、一応採択要件にかからない部分についての、現時点では補助事項といえますか、資材一式といえますか、重機借り上げ等については補助をするようにはまだなっておりません。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） できればそうしたようなことも考えていただきたいと思っております。

前後になりましたけれども、先ほど災害の復旧に当たりまして、40万以上でないということでご

ございましたけれども、40万以下の場合、町のほうでもというような話も聞いております。具体的にはどういふ方法ですのか、それから150メートル以内であれば、合わせればというような話聞いておりましたけれども、それも工種が違えば、農地は農地、農道、水路と2つの工種があるんで、同じ隣接していても工種が違えば40万以上になっても適用できないというようなのもありましたけれども、そこら辺のところも少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 40万以下の工事についてということでございます。

今回、尾方議員さんからも町単でできる範囲という形で、今ご質問が出ております。実は今回、甚大な災害ということで、今までにない取り組みとしまして、40万未満の小災害につきましても町独自で補助率を決定しまして取り組むように、現在要綱を整備したところでございます。

基本的には農地、農業用施設については95%の補助をしたいという形で、事業主体とすれば町という形をとっております。具体的に請負業者に頼む方法、さらには重機の運転ができる方が重機を借りて自力で復旧する方法、さらには資材等の支給をする方法等も考えているところであります。

150メートル以内の施設もしくは農地についてでございます。通常同施設、農地は農地、施設は施設という形で、国の採択基準が150メートル以内であれば1カ所扱いとして採択できると、要は30万と50万があれば80万になって1カ所扱いができますよというふうになっておりますので、その制度にのっとった中での対応ができる分については、その制度で事業に取り組むという形になりますし、町単の分についてはその制度から外れた分を農地の復旧、施設の復旧の工事を町のほうでやっていきたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） ありがたい制度だと思っておりますが、中でも今いう事項調査の中でも40万以下は災害に係りませんよというような通知書が来ておりますけれども、実際40万以下は災害にかかるとやなというあきらめというか、そういう声も聞かれておりますし、ただいま聞けば町単でしていただくということでございます。その後の周知徹底というんですか、そこら辺はどのように考えておられるか。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） すみません、先ほどご質問があったのにお答えをできませんでした。

周知のほうにつきましては、本議会の最初の議案質疑の中にも、藤本議員さんのほうから周知徹底をしてくださいよというご意見がございました。今考えているのは、10月1日の回覧板、自治委員文書の中に回覧文として周知をしていきたいというふうに今考えております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 周知徹底のほう、自治委員、この場合は災害の被害届も自治委員を通じて、今回非常に箇所が多かったので、やはりあれがないようにということで、各自治委員を通じて被害状況をまとめて町のほうと。最終的にはまちづくり課の方も再度見えた、本当にきめ細かに、落ちないように被害届が出ていると思います。そこら辺で一番今回あったのは、やはり情報の周知徹底とか、正確な情報をいかに地元の人に伝えるかという面で、非常に情報が乱れまして、本当にどうなるんじゃないかというような、一時ありましたけれども、そうした意味では古後地区で7月31日行われました早期復旧決起大会というところで、県の方や町の方に、見えていただきまして、復旧するまでの手順や期間について説明を受け、本当に地元としては正確な情報を把握できたという経緯がございますし、今回古後地区でもその後を受けまして、早期復旧対策委員会というのを立ち上げまして、窓口をつくりまして、そうした地区民に情報の漏れのないように、きめ細かな情報を正確に伝えていこうということで取り組んでおりますので、またそうした会にも担当者に出てきていただいて説明をいただきたいと、このように考えております。

それから3番目でございますけれども、河川については県の工事、町の工事等がありますけれども、どこまでが県で、あと町のする分と、1級河川とか準用河川とかあると、そこら辺の区分がわかればちょっと、わかればというか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですけれども。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 質問にお答えします。

河川の方であります、普通いわゆる1、2級河川が河川及び砂防河川につきましては県のほうで管理しております。準用河川が町ですね、建設水道課。その他小さな河川になりますと農業用水路ということになっております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 本当に川でも県の部分、町の部分で、非常に区分的にも難しいところがあるところでありまして、今準用河川、うちの地区でいきますと梶原の川ですね、非常に一番上流から川下までほとんどが護岸が崩壊し、また家屋2件が床下浸水というような被害も出ているわけがございますし、最初に言いましたように原状復旧ということになりますと、またああいうもとのように狭い、曲がった河川の復旧になりますので、あそこら辺も地元の人たちとしては、もう二度とこういう災害に遭いたくないので、全面的に協力は惜しまないので、ぜひ改良といいますか、してほしいという強い要望があるわけでありまして、その点についてお尋ねをいたします。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

災害復旧事業につきましては、当初町長が答弁しましたように、あくまで原型復旧が基本であり、被災前の河川幅、線形となります。被災した河川の改良につきましては、災害関連事業があります。この事業は、災害復旧箇所を含めて、一連の施設の再度の災害防止を図るため、一定計画のもとに改

良費を加え、復旧する事業であります。

この事業の一般的な基準としましては、総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のもので、災害関連工事によって得られる効果が大であるものなど、諸条件があります。この事業は補助率が2分の1と低率で、改良に伴う測量設計委託費、用地測量費、用地購入費、移転補償費などが伴い、事業費が大幅に増大いたします。また、工事の着手につきましても、河川測量、河川設計、河川協議、境界確認、用地測量、用地買収、移転補償などの事前作業が発生し、早期の工事着工は不可能となります。被災地区の皆様の不安解消と安全を考えまして、早期の復旧が行えるよう、このたびの九州北部豪雨による河川の災害復旧につきましても、通常の災害復旧事業において行いたいと考えております。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） 非常に難しい面が出てくるということはわかりましたけれども、帰りまして地元の方にも説明をいたしまして、そういう方向でお願いしたいということになれば、そういう改良は可能ですか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

具体的に言えば梶原谷川になりますけども、あそこにつきましても当初土木事務所、県とも相談いたしました。この事業ではという話も行いましたが、もう大変厳しい状況ということでありまして、先ほど言いました通常の災害復旧事業をするのが一番早くて、そしてあそこには一番合っているのではないかと、この事業で行うようになりまして。この事業につきましても早速明日、あそこが事業費が大きくなりますので、本省査定になりますので、明日も現地のほうに本省のほうから査定官等が来るようになっておりますので、この事業についてはもう通常の災害復旧事業ということで進めさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） わかりました。できればそういうことを望んでおったんですけども、早期復旧という、そこまで進んでいるんだったらもういたし方ないかなというような気がしております。

さっき、河川の中で今いう、1、2級から砂防、それから準用河川、外れた谷川の方ですね、今いう復旧としては農業用水としての復旧しか現在ではないということでありまして。それで、工事費はその谷川の護岸の整備から田んぼの崩れた整備ということで工事が来ておりますけれども、やはりかなりの高額になっております。そこらでいう施設ですね、用水とか農道、また頭首工というんですか、堰の部分についても改良区に圃場整備として入っておる部分は、負担率については改良区がいただけているということになっているんですけども、その他についてはやはり農家個人の負担になっておりますので、そうした施設については若干の補助率の上乗せということではできないものか、お尋ねを

いたします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 施設についての補助率でございますが、先ほど申しましたように、暫定法で申したときに、負担金が8万円未満のときには農地を50%、施設は65%とご報告したと思います。まず、農地と施設で、そこで15%の差がございます。過去の例でいきますと、先ほど90何%の農地に上がったときに、施設についてはそれからまだ上乘せの3%、5%の上乘せがございますので、農地のときは90%ぐらいのときには施設は95ぐらいに上がるとかいう感じで、まず最初のベースが違いますので、若干の効率は農地に比べてあります。

それと、負担につきましてはあくまでも施設の分については2戸以上という制限がございます。ですので、水路関係者で負担をしていただくような形になりますので、10人になれば10分の1というふうな形になるかと思えます。

以上です。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） わかりました。

もう一つ、今回避難勧告の話が出ましたけれども、なかなか地元の水位の状況というか、わかりにくい面があるので、これは要望なんですけれども、各河川、水位計を準用河川についてもです、一応取り付けていただきまして、一応はらん危険水量というんですか、水位を超えた場合はもう地元として役場に連絡するなり、消防、そして自主避難をする目安として、川に水位計等を取り付けが可能かどうかお尋ねをいたします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

このたびの豪雨につきましては、古後地区のほうもこちらの玖珠川のほうも、大変はらんいたしましたので、今度の水害を見て、まず玖珠川の今あります中島橋、町管理しております御幸橋、下泊里橋ですか、これについてはまだ先ほど言われました水位計等がついておりませんので、水位計といえますか、水位がわかるようなのを検討したいということは、この前の水害の後の話の中で出ておりました。ただ、準用河川につきましては、橋の数が199カ所か、約200カ所近くありますので、その分全部ということは無理と思いますが、こちらのほう検討いたしまして主な幹線ですかね、古後地区なら古後地区のどこかというような話は、これからまた協議をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 今言ったように、全部でなくても結構でございます。中心部の一、二カ所とかですね。古後の場合は河川が3つありますので、そのうちに1カ所、2カ所ずつ取りつけていただいて、それを目安にするということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、昨年鳥獣害被害で古後地区もイノシシ・シカの防除柵につきましては町より貸与を受け

て設置したんですけれども、今回の春田川河川のはんらんによって、かなりの防除柵が流されて、今なくなっているという現状がございます。それで今応急的に網を張ったりとか、電柵を中につくって、災害を防いでいるわけでございますが、こうした流出した箇所についての補助というんですか、後で追加的にできるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

イノシシ・シカの防護さくについてということで、まずこの防護さくについても農地災害と一緒に被害を受けている地区が相当あります。防護さくについては、近年鳥獣被害の増大により事業化したものでありまして、今まで災害による被害を受けたこともないため、復旧事業を行ったことがございません。しかしながら、被災農地と一体的な防護柵につきましては、農地の災害復旧事業で実施することができます。また、災害復旧事業の対象にならない防護柵の復旧については、県の独自事業で今県のほうが検討をしているということでございます。その結果を踏まえて町のほうも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） よろしくお願いをいたします。

今回の災害に当たって感じたことを先ほども申しましたけれども、防災の役割分担ということで、自助、共助、公助ということを言われておりましたけれども、全くそのとおりだと思うわけでありまして、個人家庭レベルの自助、それから地域コミュニティの共助、それから行政や公的機関による公助、この3つがうまくかみ合って災害を防ぐことができるんだろうと思っておりますし、今回県の広報誌でも紹介されておりますけれども、非常に古後地区がうまく避難誘導ができ、一人の犠牲者も出さなかったということで、その点は福祉のほうで、やっぱり高齢者に対して一人一人この人に声をかける人という役割が決まっておったし、また消防団のほうも第一にどこに救助しならんというような、非常にそういうことがあったし、また東北地方のああいいう災害でやはり防災意識の高まり、いろいろな意味が重なって非常にそれが機能したということでもありますし、これを機に特に地域コミュニティにつきましては、共助につきましては、先ほども避難訓練の必要性もありましたけれども、私もそういうことは本当に大切なことだと思っておりますし。それから避難所における毛布とか食糧、それもやはり1つの避難所には備蓄というんですか、そういうことも必要ではなかろうかと感じたところがあります。

今回役場の古後の避難所を見よって、前もがけ崩れ、後ろもがけ崩れということで車を置いて歩いてこられたというようなこともございましたし、本当に公助に頼るばかりではやはり地域の人がそういうときどう対処してどうやっていくか、特に避難用具といいますが、そういうのがやっぱり手元にないとなかなかできない面があるので、そこら辺の備蓄というんですか、各避難所についてのちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） ただいまの避難所における備蓄でございますけれども、今年度より各避難所に備蓄品として、食料として乾パン、それから保存飲料水、それから懐中電灯、ラジオ、テント、防水シート、毛布、発電機、投光機などを各町指定の避難所ですが、そちらのほうに配備する計画をしております。

以上です。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） ぜひ早急に、備蓄倉庫も兼ねてお願いをしたいと思います。

それから先ほど言いました、決起大会も言いましたけれど、本当に情報を的確に知らせることが非常に大切なことだと思います。本当に情報がやっぱり的確に伝わらないと、非常に不安な面がありますし、そうした意味で今回復旧に当たりましては、やっぱり優先順位等をやって工事を着工していくということでございますし、そうした優先順位の決定につきましても、どういうことで、やっぱり言われるならば私のほうが先にというようなことがどうしても個人的といいますか、できるだけ私たちも地域を挙げて一丸となり、早期復旧について地域を挙げて考えていこうという気持ちはあるんですけれども、やはりなかなか、いよいよ工事が始まりますと、もうあそこ始まった、まだうちはどうじゃとかいう話が出てくると思いますので、そこら辺の優先順位の決定やある程度地元の協議・要望等、先ほど言いましたように災害早期復旧対策委員会という1つの窓口を挙げましたので、またそこを通しまして説明会なりをお願いすることもあろうと思いますし、要支援のほうもそうした情報を、一括する上からもそういう会を通していただければありがたいと思います。そのことをお願いしておきまして、次の質問に入らせていただきます。

ゆるキャラですね、緩いマスコットキャラクターということで、この制作の予定はないのかということでありましたけれども、実際もう制作の予定があるということでございまして、そのことにつきまして少し詳しくお話しをいただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、緩いマスコットキャラクター、ゆるキャラと言われるものではございますが、現在各種イベント、キャンペーン、地域おこし、企業のPR等において使用されているマスコットキャラクターであります。最近においてはお隣の九重町さんも、ミヤマキリシマをイメージしたミヤちゃんというものを制作されて、まちづくりイベント等で活躍、利用されているようでございます。

今、全国各地においてゆるキャラがはやっております、人気投票なども行われて、観光宣伝等に利用されているようでございます。参考までに、このゆるキャラを制作するためには、ゆるキャラ三カ条なるものがあるようで、まず第1点目、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、2点目が、立ち居振る舞いが不安定でかつユニークであること、3つ目に愛すべき緩さを持ち合わせていること、そして何よりも原則として着ぐるみ化されていることが条件になっているようでござい

す。

玖珠町の観光振興担当といたしましては、前述した条件に郷土愛等が含まれていることからわかりますように、地域振興のためのキャラクターでありまして、観光PR、まちづくり手法の一つとしてこれまで前向きに検討しているところであります。これまでの検討過程におきましては、役所といえますか行政主導の制作では万人と申しましょうか、特に子供たちに受け入れられるゆるキャラの制作は難しいという意見もございます。よそにないオンリーワンを作り出すために、ある程度のテーマを絞って、住民及び全国的な公募をするなど、みんなで決定するなど、いろいろな形で住民を巻き込み、みんなで知恵を出し合って地元の浮揚といえますか、まちづくりにつないでいけるような制作手法、過程をとる必要があるというふうに、いろいろこれまでの検討の中で出たところであります。

そこで、最近においていろいろ各種会議をする中で、特定のテーマを絞ってゆるキャラの制作に向けての具体的な検討している部署もあります。このゆるキャラの制作が実現された折には、積極的な観光振興とまちづくりに利用させていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） ご質問のゆるキャラについて、教育委員会の社会教育課で計画がありますので、お答えをさせていただきたいと思います。

今年4月に久留島武彦の活動記録等の収集・整理し、その功績を明らかにするとともに、童話の里づくりを推進することを目的に、久留島武彦研究所を設置したところであります。この研究所の取り組みの中で計画をしております。

研究所は、事業として1、久留島武彦にかかわる資料の収集・整理、2、久留島武彦に関連する出版物の発行などに取り組んでいるところであります。おかげをもちまして、研究所の開設の効果と思えますが、全国から多くの貴重な資料が提供されております。今後はこれらの収集・整理をされたものをどう生かして童話の里づくりにどうつなげていくかということが重要になってくると思っております。

そこで、教育委員会では童話の里、玖珠町内で開催するイベントや教育の場で活躍してくれるイメージキャラクター、ゆるキャラですね、募集する計画にしております。内容につきましては、1つ、童話の里くす、日本のアンデルセン久留島武彦のイメージに特化したもの、2つ目、ぬいぐるみや着ぐるみ、グッズ開発等にも活用できるものを募集する予定にしております。キャラクターの選考については、一次選考で選考委員会を設け、選考委員会による公募作品を選定しまして、それを二次選考で町内の幼稚園、それから保育園の年長さんですね、それから小学校、中学校、高校生を対象に、それにあわせて町民にも投票できるような形で参加してもらって総選挙を行う予定でしております。

スケジュールについては、10月から11月の2カ月間でキャラクターの公募を行い、12月に選考審査を実施し、年内には決定する予定です。年明けからは着ぐるみの制作にかかりまして、3月の町民の日に発表できるような準備を進めていく予定にしております。来年度になりまして、早速5月の日本童話祭や8月の童話の里夏まつり等の活用も考えているところであります。

このゆるキャラは、久留島武彦研究所の大きな目的である久留島武彦先生の精神を継承し、「子供に夢を」をテーマに、児童文化の高揚と青少年の健全育成を目指すことに大きな役割を担うものと考えて取り組んでおります。

よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 今のお話の中で大体イメージがわくわけでございますし、久留島武彦先生の精神を生かすということでもあります。久留島先生は口演童話作家として全国、話し方で回られたというようなことも伺っておりますので、キャラクターができたときに、ここに新聞記事が、熊本のくまモンさんはもう神出鬼没的にイベントを回ってまわって人気が出たというようなことも書いておりますので、そうした意味でゆるキャラを全国とまでいかななくても県下各地のイベントに進出をして、今いろいろな紙芝居をする方、お話しする方等がありますので、そうした協議会の人たちと連絡をとり合いながら、そうした玖珠町の宣伝を兼ねて、そうした企画というんですか、そうしたことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 今、提言いただきましたことを十分に考えてやっていきたいと思っております。このキャラクターのぬいぐるみをつくるのがすべてではなくて、これによって久留島武彦を全国に啓発していくということが大きな目的となっていますので、このキャラを生かして多くの方に来てもらう、それから多くのところに出かけていくようなことを考えながら進めていきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 商工観光課長さんも言いましたように、それと観光をどう結びつけるかということが一つの重要なことだろうと思っておりますし、ぜひいいゆるキャラを制作して、ぜひ童話の里玖珠町を大いに宣伝をしていただきたい。

それで、総選挙ということで、今はやりのAKBですか、その総選挙に絡めてかなり子供たちも関心を持つんじゃないかろうかと思っておりますし、そうしたもう一つ私聞いたところでは、童話祭に全国ゆるキャラを集めてパレードをしたらどうかというような話も聞いておりますし、いろいろ一つから夢が広がるわけでございますし、ぜひ大いに活用して玖珠町を有名にしていきたい、このように思っております。

以上、要望お願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明議員の質問を終わります。

次の質問者は、8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） こんにちは。本日最後の一般質問になりました。いましばらくのお時間をいただいて、つき合いを願いたいと思っております。

平成24年第3回玖珠町議会定例会において、一般質問の機会を与えられましたことを、議長、各議

員の皆さんに厚くお礼を申し上げるところでございます。先般、7月の豪雨で、北部豪雨で被害を受けた各地域の皆様方には、この場をお借りいたしまして心よりお見舞いを申し上げますところでございます。議会議員を初め、町職員の皆さんも一丸となって復興のために日夜走り回っておるところでございます。本当に頭の下がる所でございます。地域の方は大変喜んでおると聞いております。高齢者が多いのでなかなかできない部分も、高齢者が外へ出ていけない部分が、皆さんが来ていろいろお話ししていただけるということで、大変喜んでおると言う話を聞いております。

さて、話は長くなりましたが、議長のお許しをいただき、通告をしております一問一答方式で質問をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いしておきます。何分浅学非才な男でございますので、逸脱するところも多々あるかと思っておりますけれども、その辺は議長さんを初め執行部の皆さんの寛大なる心を持って議題をやっていただけらいいかなと思っておりますので。

それでは質問に入らせていただきます。北部豪雨で被害を受けた農地の取り組みについて何うという議題を一番にあげています。先ほど宿利議員ともかなり重複するところがあるかと思っておりますけれども、質問されましたので、その辺は省ける部分は省いていきたいと思っております。

被害を受けた総面積は大体わかると思っております。それにかかわる総額の額はどれぐらいかかるのか、その部分は激甚の部分と額の部分と、その辺を分けて答弁をいただけるとありがたいかなと思っております。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 今回の豪雨による被害を受けた農地及び農業用施設の被害状況について報告したいと思います。一応私のほうからは農地の関係ということでよろしいでしょうか。

まず、農地でございますが、件数は340カ所であります。畦畔の崩壊及び河川からの土砂流入に大きく分けられます。

次に、農業用施設の件数でございますが、230件であります。内訳としまして、ため池が5件、頭首工が22件、用排水路が126件、農道が77件であります。

また、被害を受けた面積につきましては、水稻が50.95ヘクタール、葉たばこが4.0ヘクタール、野菜類が0.35ヘクタールであります。

一応被害額につきましては、農地、農業用施設、農産物、さらには畜産と林野関係を含めまして15億7,801万3,000円でございます。

以上でございます。今の被害額は、農地と農業用施設、さらには農作物と畜産と林野関係でございます。全体のはよろしいですか。

〔「いえいえ、言ってください」と呼ぶ者あり〕

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 公共土木施設、町道・河川の分についてでございます。町道が47カ所1億6,055万円、河川が228カ所3億2,990万円、合計で275件、5億5,345万円です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 総額が甚大なる被害でございますけれども、激甚というのは大体3年間でやられると思うんですけれども、玖珠町の業者はもう少ないと聞いておるんですが、3年間でできるのか、それともその3年間でできなかった部分の補償はできるのか、あるのか、その辺を伺いたと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） まず、制度的に災害復旧事業につきましては3年間で行うということになっております。ですから、今年の災害復旧につきましては3年で仕上げる、また農地等については私的には2年で復旧をしたいというふうに考えております。

しかしながら、今年度といいますか来年またこういう異常気象で災害が起きるとも限りません。そんな中で、やはり緊急順位といいますか、早急にしなければいけない箇所から3年以内に進めていくということになりますので、来年の災害があればまた重複しながら施工していくということで、まずは制度にのっとって3年以内でやるということになっておりますので、その方法で実施していきたいというふうに考えております。

○8番（尾方嗣男君） 3年以内で完全にできるんですか。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 3年以内にするようになっておりますので、3年以内にするようにやりたいと思っております。できないということは余り今の時点では考えておりません。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 大変なことだろうと思うんですけれども、規則は規則でやっていけるということでもありますので、できると思います。

そうすると、先ほども宿利議員も言いましたように、激甚では95%の補助がある。それに上乗せをする町の考え、県の考えがあるのか、もしくは95%を切る可能性もある。そのときは県・町が95%に持っていくのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 補助率の決定につきましては、先ほど宿利議員からもご質問があったように、暫定法と激甚法を利用しながら補助率の決定をしていきます。

まず、この補助金につきましては国と地元という形になっております。ですから、過去玖珠町におきましては町の負担を行ってはおりません。まして県のほうからの補助もございません。あくまでも国庫補助金という形の事業となっております。

1月に最終的に補助率の決定をされます。通常は激甚災害は2カ月以内に指定をするというような形にもなっておりますが、今回は激甚災害の指定が早急にされました件で、町としましてもその激甚災害の指定を受けて、補助率をまず決定前に95%にしようという形で被害を受けられた農家の方に今、申込書を案内しているところでございます。よって、95%を下回ったときについては、町が下回った

分をすべて持つという考えでございますし、95%以上に補助率が決定されたときにつきましては、その補助率の決定を見て、町として補助率の上乗せをするということも今検討をしております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 国が決定した分であれば多分切らないと思うんですけども、事業の出し方、取り上げ方によっては多少増減があるかと思うんです。そういうときにはぜひそういう方向性でやっていただきたいと思います。

なぜこういう質問をするかといいますと、3番目に町単でできる範囲のもあるんですけども、災害があつて現地を見に来られて、町の方、またそれとか測量関係の方が来られてから、「ああ、これはあんた方もう40万以下じゃき、つまらんばい、何もかからんばい」ということを言われるものだから、高齢者の方が「私げのところは何もかからんけど、どげんなつちよるとじゃろうか」そのときにやはり一緒に来ている方も、「いや、これは激甚ではかからないかもしれませんが、町単の部分ではやりますよ」ということを説明しておれば、みんなわつとならなかつたんですけども、やはり役場の方も測量会社の方も箇所が多いもんですから、「いや、おばちゃん、これすくねえきかからんばい、おじちゃん、かからんばい」と言うもんやから、皆さんが非常に激甚にかからん、かからんと言うて、激甚になつても私らのところはしてくれんとかいう話になつてきたので、その辺はやっぱり皆さんに一般質問でやつてその辺を、被害に遭われた方、またほかの町民の方も知っておくべきじゃないかなと。だからその辺をやっぱり周知徹底、説明をしないと、だから町単でこれはできますよと、「おじちゃん、この部分は、おばちゃん、この部分は町単でやります。だけどこれは激甚にはかかりませんよ」と、そういう部分をやっぱり逐一説明をする必要があるんじゃないかなと、行政側として。そうやないと、被害を受けた町民の方というのはそういう決まりとか言わんとわからんもんですから、測量に来る方も多少はわかつていても「いや、僕らははっきりわかりません」と言うて、やっぱり忙しいもので帰るもんですから、皆さんやっぱりうちあたりも被害を受けた人あたりが「どげんなつとるんですか」と言うて、「いや、そんなことはないですよ、こういう意味ですよ」と、わかる部分は説明をしております。だけどわからない部分は、町に私が聞くよりも行ったときに聞いていただけるほうが、本当に職員の方が言われたら安心されるんですよ。だからその辺はやっぱり行政もしっかり説明をするべきじゃないかなと思つてこの質問をしております。

4番目の農地に対する補助はあるのかというんですけど、激甚は3年ですから2年間でやる、その2年間の耕作できない期間がありますね。その分は要するに減反でいけるのか、それともほかの方面の助成か何かあるのか、全く2年間は多分耕作はできないと思うんです。その分の何か利点というのか、補助とかそういうのがあるんでしょうか。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 災害を受けまして3年の事業実施期間の中で、単年度でできなかった分についての補償というふうにとらえていいかなと思いますが、私の把握して

いる中では、災害復旧に関する分での補償はございません。

今言われた減反の対象、今ちょっと確認をしておりますので、明確なお答えはちょっとできませんので、いましばらくお待ちください。

現年の農作物の被害でございますが、水稲共済での補償がございます。もうその分で、その分につきましては次年度はないというふうには聞いております。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 私も共済のほうへ行っているいろいろとお聞きをしておりますけれども、共済のほうも共済掛金を掛けないものには出せない、こういうことになっておりますので、次年度の分は皆無であれば皆無のものを出す、70%では70%の保険を出すということでもあります。

その質問は後にしまして、じゃ、次の2番目のモラロジーの跡地について伺います。

昨年12月2日でしたか、町長さんと元議会議員さんが東京の廣池学園のほうへ行かれまして、モラロジーは町へ無償提供を受けるときに、社会教育活動の一環として使ってくれという文言があるということで、私が朝倉町長になりまして2回ほどモラロジーを質問しまして、2回目のときに町長が東京のほうへ行かれて、もう町へ提供したものであるからご自由にお使いくださいという言葉をいただいた。それから約9カ月ぐらいになります、何の進展の話も聞かないし、町としてはどういうふうな新たな展開を考えているのかお聞きします。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

モラロジー跡地につきましては、これまで多数の議員の方からのご質問、それから今年度監査員意見書の中でも町遊休地の有効活用ということで、これも例年ご指摘をいただいて今日に至っております。

以前お答えをした内容と幾分重複する面もあろうかと思いますが、1番目の新たな進展があったでしょうかについてご質問にお答えをしたいと思います。

新たな動きといたしましては、現在太陽光発電施設が注目されているところでありますが、その件でモラロジー跡地にその発電システムのパネルの設置場所としてどうかということで、これまで5社ほどその候補地としての視察の依頼がありまして、現地のほうにご案内をいたしたところであります。そのうちの2社から土地、それから施設について活用ができるのではないかとということで、具体的な開発計画の提出はございませんけれども、そういう意向は受けたところであります。現施設の建物自体が非常に傷みが激しい、激しい状態になっておりまして、発電施設等の誘致を考える上で長期の維持管理を行うには現建物施設は非常に激しい状態になるのかなということで思っております。

また太陽光発電設備を設置するためには、その現建物を壊して更地にするのほうは施設管理、効率の面からはより敷地としての機能性はあるということで、今なかなか現施設がある中においては、具体的に積極的に誘致が激しいものではないかなというふうに思っております。これらを踏まえまして、現建物施設の解体費用の負担をどうするのか、それから発電施設の使用ということになりますと、

20年間の長期の賃貸契約が条件となりますので、モラロジーの敷地が63ヘクタールございまして、上水道の水源地域、水源涵養林機能の管理の面もありますので、今後の利活用において任意性といえますか、それについて制約されるような開発であってはならないというふうに思っております。施設等の利用計画を十分に検討していきたいというふうには思っております。

また、施設の活用の変更、先ほど議員さんのモラロジー研究所を町長が訪れたときに、施設の今後の活用の変更についても財団の確認といえますか、了解はいただいたところでありますので、今後最も有効な利活用について模索して、現段階においても慎重に対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） やはり監査委員会でも指摘を受けるというか、もう長い年月でありますし、やはり4,000万円ほど入れて3,000万ほど収入があって、一昨年ですかね、3,700万ほどのお金を入れておると。年間145万ぐらいの経費がずっとかかっていると、本当に負の遺産になっていくんじゃないかなと思うんですよ。だから早急に取り組むべきじゃないかな、太陽光なりほかのとなり、いろいろな考えがあろうと思うんですけれども、やはり太陽光であればあの面積をどれぐらい使うかわかりませんが、60町歩あるんですね、60ヘクタールあるんですから、かなりの使わない部分もあると思います、太陽光になれば北側はだめでしょうから、よくて東側と南側、西もちょこっといいかなと思うんですけれども、そういう使える部分は有効利用して、やはり町の利益を上げるべきじゃないかな。それと建物古くなっておるので、やはり壊すとなれば町の財源をまた億ぐらいはかかるんじゃないかなと私の考えでは思っております。だから早急に考えていただきたい。

だから2番目に入りまして、国への提供を私は望んでおるんですけれども、そういうことができるのかできないのかわかりません。先般、個人研修のとき議員さん7名ほど防衛省のほうへ行って、各係長クラスの方7名ぐらいと審議をしまして、そのときも前の玖珠の前島指令さんもおられましていろいろ審議をした中で、日出生台の話もいろいろお話をしまして、日出生台という演習場は1つの島として国は考えておると、そういう発言を聞きました。ああ、そうかなと、それだったら近くにある、こういうところがありますからとお話ししましたんですけれども、「それは存じております」と、「国のほうも存じております。だけど国へいただけるといってもなかなか文書を交わすいろいろな文言が難しいので、具体的に言えばそういう話は、あればそれに対応はします」ということですが、その辺の買い上げとかいうことやなくて、町はそういう考えがあるのかなのか伺います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えしたいと思います。

私のほうからは普通財産管理担当課として、総務課長の立場でお答えで、具体的に防衛との折衝は直接的には行っておりませんが、これまでの経過、基地対策のほうとも回答に当たってはこれまでの経過を踏まえてお答えをさせていただくということで、ご了解をいただきたいと思っております。

今、2番目の国に無償提供の考えがありますかというご質問でございます。当初からのちょっと経

過を申し上げますと、財団法人モラロジー研究所から無償譲渡が行われましたときに、教育施設としての活用を希望されましたが、教育施設に活用できないかと、これまで一般質問においても議論された中で、演習場が隣接しているということで自衛隊の誘致については何度か議論として語られたことがあったことは事実であります。

ですが、これまでに国への正式な要望としては行っておりません。新たな動きといたしまして、先ほど議員さんが申されました、国への要望のときにいろいろ要請もされたというふうに今お聞きしたところですが、昨年1月に町長が西部方面総監部、装備部のほうを訪問した際に、相之迫モラロジー研究センター資料といたしまして、土地それから建物、設備の内容について資料提出を行って、跡地の利活用の検討について要請は行ったところであります。ただ、国への無償譲渡としての提案は行ってはおりません。

また、先ほど議員さんの質問の中で語られました、昨年12月千葉県柏市にあります財団法人モラロジー研究所、学校法人廣池学園を町長が表敬訪問いたした折に、教育施設としての利活用が実現していないこと、また施設の老朽化による管理が厳しいことにつきましては報告を行っているところでもあります。また、さらに今後の土地譲渡の可能性も含めて、施設の利活用については町の判断であることにご理解はいただいているところでもあります。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） これは国へ提供すると、私なりの考え、いろいろな方へ聞いた考えもあるんですけども、固定資産税だけでも大まかに800万ぐらいは入るんじゃないかなと、そうすると145万円出しているのと845万、1,000万近い金が町へ浮くんじゃないかなと。それであれば、その方面ができなければ太陽光を積極的にやるとかやっついていかないと、もう本当に塩漬けですね、長い長い塩漬けです。まず進展が、どこかで議題を上げていかないと論議も進展も話もないと思うんですよ。だからぜひ私はそういう方向性がいいんじゃないかなと、ぜひやってほしいなど。町民の方も賛成する方も反対する方もあるかもしれませんが、それは演習場の拡大になるかもしれないという考えもあるかもしれないし、いや、負の遺産でずっとするよりも国に提供して800万でももらうほうがいいんじゃないかなと、この財政の悪化する中で必要じゃないかなと思うんですけども、その辺をぜひ真剣に取り組んでいただきたい。

3番目ですが、建物の中にアスベストがあるんじゃないかなというようなことをちらっと聞いておるんですけども、どれぐらいの量があって、それはすぐ撤去しなければいけないものなのか、法律的にわかったらどれぐらいの間に撤去しろとかいう問題があると思うんですよ。多分天井に張っている部分だと思うんです。だからそれを取るとなれば、もうそのときに建物を壊すのか、それともアスベストだけを取り除くのか、その辺をお伺いします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

建物の中にアスベストを使用しているのかというご質問でございます。ご案内のように、モラロジーの建物は昭和50年10月に着工いたしまして、昭和51年7月に完成をいたしております。平成8年以前に建築した建物につきましてはアスベストの検査が必要という通達がありまして、平成17年9月にアスベストの検査を行ったところであります。

ご指摘の、教育センターの本館から宿泊室に行く連絡廊下の天井に、0.9%の石綿、クリソタイル0.5%、トレモライト0.4%の含有が確認されております。連絡廊下の天井のアスベストが検出されたわけですが、飛散等については極めて低い、それから普段は一般の町民の方、それから職員が出入りする場所ではないということで、アスベストの濃度自体は定量下限値の0.1%未満、内容的にクリソタイル0.02%、トレモライト0.01%、具体的にはエックス線回折方とか分散染色法等の検査によって、検出とそのデータといいますか、定量値の数値の分析がされたところでありますが、危険性はないということで判断をされております。ただし、今ご質問の解体時等においてはやはり除去対策等は必要になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） となると、0.9%という、解体時までは人が行かないというか、余り建物であるから風化して風が吹いて飛散するとか、そういう危険性がないからこのまましばらく様子を見るという形。だけど、じゃ、解体するときにはそれは分類せないかんと思うんですよね。普通の解体であれば1億か1億5,000万かかるものが、そのアスベストだけになるとまた何千万かの上乗せが出ると思うんですよね。そうした場合はもう早くやるのがいいのか、いよいよになるまでやるのがいいのか、今の状況でやっていくのか早急にやる考えがあるのか、お聞きしたい。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） アスベストの除去についての方針ということだと思いますが、現時点において施設を、今の状況の中で活用の方策はまだ見出しておりません。ですので、当面現状のまま推移をするということにとらえております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） やはりそういう危険であるものは、窓ガラスが破れたりいろいろなことがあって、雨風が入って、いろいろなものがあると思いますので、早急にやるほうがベターじゃないかなという考えを持っております。そやないと、飛散をし出してからなかなかやはり難しくなってくるんじゃないかなと。だから早急に取り組んでいただきたいと私は思います。

3番目の、町長さんに質問ですけれども、副町長さんが満期でやめられましてから四、五カ月たっております。その間副町長の席が空席になっておりますが、その4カ月間、5カ月間か置かない町長の真意は何なのか、お伺いしたいです。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 尾方議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、一応副町長の職務ということについて、地方自治法の167条に、「副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」。長の職務の代理の規定はあるが、副町長の職務の代理の規定、これは条文にないですね。それと、同じく152条に、普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副町長はその職務を代理する。副町長にも事故があるとき若しくは副町長も欠けたとき又は副町長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。」という条項があります。

そして、おっしゃられているとおり、平成20年12月22日から平成24年3月31日まで、前副町長が、太田副町長が在任しておりまして、副町長の職を務めていただきました。そして現在になってまだ副町長がいない状況でございますけれども、副町長は転任されるとき、3月、また後ほどちょっと、急遽3月31日県に戻ったわけでございますけれども、そのときに副町長がいろいろサジェスションを含めてどういうものかということを書き置きを残してくれました。

第一番目に挙げることは、副町長が副町長としての市町村、副町長の研修会に行ったときの資料を提出してくれました。そして、その中には第一番目として、副町長は市民、住民の皆様に対する顔としてあると、それから1つとして町長の代理としての顔、そして要望の調整、そして憎まれ役ということ、いわゆる住民の皆さんに対する顔として、そう言われていました。

そして2つ目、職員に対する姿勢として、助役としてみずから判断することと職員に任せることを明確にすると、そして情報が上がりやすい雰囲気をつくる、そして役場職員のあいさつ運動を慣行させると。それと縦割りの是正、部局間、課間の人事交流をやると、そしてあと規律のチェック、職員の生活のチェック、健康管理等を副町長として職員に対する姿勢があると。

そしてもう一つは、今度は町長に対する姿勢として、結果報告でなく、時としてプロセスを詳しく報告すると。そして実務でできないことはできないとはっきり言うと、よいことはどんどんやるように進言すると、それと大過なく過ごすということを町長に対する姿勢として残していただきました。こういうことで研修したということなんです。

そしてその時の参考資料として、皆さんご存じだと思いますけれども、後藤田正晴さん、後藤田元官房長官の話ですね。4つ、これは当時の内閣危機管理室の佐々さんとか、そういう人たちが5人ぐらいいたんですけれども、そういう人たちに言ったことは、まず省益を忘れ国益を思えと、これは役場といえは役場のことです、職員のことではなくて町民、住民の皆さんに目を向けろということじゃないかと思います。そして、悪いこと、本当のこと、真実を正直に話すと、ものを隠してはいけないと。よいことは一呼吸置いてもいい、悪いことは大至急報告しなさいと。そして、勇気を持って意見を具申しなさい。これは自分の仕事ではないと言うなど、決定が下ったら従えということ、研修の資料

として太田副町長が残してくれました。

それと、これ以下、副町長が私のほうにサジェスションとして残してくれたことは、ガバナンス、統治機構をどうするかと。副町長決裁があります。決裁規程に基づいて下位代決で総務課長決裁を基本としましょう、そして町長在庁日は上位代決、町長決裁として運用することが望ましい。その都度決裁区分の検証をしていけばいいのではないかということ、ガバナンスのほうの決裁、副町長決裁についてはそういうサジェスションをいただきました。そして、副町長として委員会と各協議会の約15の農振協議会とか衛生委員会会長、行政企画委員会とか、道の駅理事とか、土地開発公社の理事長、自立支援協議会とか、担い手育成総合審議会、これはもう県のあれなんですけれども、県の振興局ですね。研修センターの幹事とか消防組合の監事、議運、工事審査会とか国保審査会とか、行政組合監事、啓発推進委員会とか、認定農業者審査会とかいろいろ15ぐらいの役務をしておりましてけれども、これは各担当課長に振り分けして十分対応できるじゃないかということで、現在そういうふうに対応させていただいています。

そして、予算につきましては、これ重要なことでございますけれども、予算につきまして、まず財政係長の審査を受けます。そして課長査定があります。副町長はそこで調整するという事なんですけれども、その副町長の後、私が結果的には調整と査定するわけなんですけれども、そのとき予算に上がるまで基本的にはまちづくり推進課による3カ年事業で検討されています。そういう過程を経まして予算のほうに上がってくるわけなんですけれども、そのとき副町長がサジェスションしてくれたものは、町長減額査定するようなシステムは極力避けるべきだと、町長は増額、上積み査定を原則とすべきだというサジェスションをいただいております。

そして、あと副町長としての専決事項が約36項目あります。これは今各課長に振り分けていますけれども、その36項目のうち、ちょっと二、三例を言いますけれど、職員の特別休暇及び病気休暇の承認をすることとか、職員の県外旅行、宿泊の旅行命令に関する事とか、課長の職にある者の県内、県外日帰り旅行の命令を、旅行命令に関する事とか、職員の長期にわたる旅行命令に関する事とか、定期的支払い命令及び通例的費用に属する予算の執行並びに支出に関する事とか、職員の異動に関する事、職員の研修に関する事、講演会及び簡単な会議に関する事、公債費の支出に関する事、別に定める者を除き許可、認可、承認、登録、不認可及び承認の登録、これ、いろいろあります。その中で、決済のところ50万以上500万までとしますけれども、これは今のところは上位代決で私のほうで担当させていただいております。

いろいろありますけれども、これから本題になりますけれども、太田副町長は今年度2月21日までの任期がありました。でも本人の強い希望によりまして、平成24年3月30日退任され、県に戻るようになりました。これはもうご承知のとおりだと思います。現在までのところは総務課長を初め、管理職、他の課長を中心に職務を代行していただいて、負担をかけているのが状況でございます。現在ではこの体制のもとで、いわゆるガバナンスですね、組織の統治機能はどういうふうに使われているかと同時に、マネジメント、管理体制を今実際検証しているところでございます。

私の考えは、企業は人なりと申しまして、行政も同じことが言えると思います。人を生かして人を育てるとするのはトップの重要な役割だと思っています。町長とは、町長の場合、4年ごとにかわる可能性があります。これはもう本当、町長は私自身消耗品じゃないかと思っています。職員につきましては30年、40年以上と長きにわたって職場に勤務しています。質の高いサービスを住民の皆さんに提供しなければいけないというのが役場の務めじゃないかと思っています。地方自治法の基本精神であり、自治体は簡素で効率的な行政を目指さなければいけないということで、どのような体制であっても質の高いサービス、行政サービスが提供できる職員、組織づくりを今念頭に置いています。

そして、副町長の起用につきましては、現在熟慮中でございます。そういうことでございます。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 長々と難しいことを言っていたいただきましたので、なかなか右から入って左に抜けた部分があるんですけども、なぜかという、やはり職員の方もいろいろ賛否両論あるし、町民の方もなぜ置かないのかと、やはり執行部がいろいろあげてくる場合にワンクッション必要じゃないのかと。

町長もやっぱり今この中で、職を大分軽減しております。その軽減の部分が担当の課長のほうへいろいろ行っていると思うんですよ。その分、それでなくても玖珠町の役場に行くともう何か態度が悪くて、忙しいようなことで町民は言うんですよ。やはりそれ、負担軽減をするためにはやっぱり副町長を置いて、ワンクッション置いて、やはり町長に堂々と言えるのは副町長なんですよ、私はそう思うんですよ。町長の任命権で町長が任命した人ですからね。町長それは違うよ、執行部はこうやからこうやとか言えるのは、だけど執行部が町長と予算折衝するときに言えますか。これがいいんじゃない、と言うても、いやそれはだめじゃと言うたらできないでしょう。そういう行政じゃやっぱりだめなんですよ。

それは経費削減か何かわかりませんが、やはり置いて、本当に町職員、管理職が伸び伸びと進言できて、ワンクッション置いて町長は町長の職務を全うできる、いろいろな会合があればやっぱり顔を出していただく。最後に町長は、町長は使い捨てであると言いますが、議会議員さんも4年に1回は選挙があるんで同じようなものでございますけれども、そういう考えじゃなくして、やはり一般民が心配するような頂点に立っておられると、不安なんですよ。やっぱり不安と思うんですよ。やはりワンクッション置いて、副町長置いて、そこでコンタクトをとってやればいい案も出るかもしれないし、ちょっと待て、じゃ軽く町長に伺ってみようかと言って、行政を粛々とやるほうが、朝倉町長、それは町長さんが単独と偏見でやっておるということはございませんけれども、そういう方向に行きかねないんじゃないかなと心配しておるわけです、クッションがないから、直通ですから。担当課長が言ったってだめじゃと言えだめなんですから。そうでしょう。そういう思いではなくして、それは法律上152条では置いてもいいということであるから、置くべきじゃないかなと、私はそう思っております。

時間があと少しですけれども、今考えておるということで、2番目の、じゃ、いつごろ副町長の席

を置くのか、来年度の年度末で新規になったら置くのか、その辺をお伺いします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今、尾方議員が住民の皆さんが置いたらいいよと。置かないでもいいと言う人もいますから、それはちょっと全部の方置けと言っている、置かない、それでちょっとそこを、そういう方もおられますということを一応ここでお答えします。

そして、期間につきまして、それとその前に、やはり組織において一番、4年、8年、12年という期間で変わるところ、やっぱりいかに組織をつくり上げるかということなんですから、まず役場の職員、30年も40年もいる職員のレベルを、資質が高くなっていただくということが基本で、そして熟慮中ということにつきまして、期間も含めて熟慮中でございますから、ご賢察を、熟慮中ということですね、期間も含め、置く、置かないも含めて熟慮中でございますから、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8 番（尾方嗣男君） 熟慮中ということでお酌み取りを願いたいということですが、何かあれば、事あるたびにまた職員の皆様とも、管理職の皆さんともいろいろな意見を踏まえ、また町民、住民ともいろいろな意見、それは賛否両論あります。経費削減でいいんじゃないかなと、町長がよく言われる費用対効果でね。出るものはやっぱり抑えているかもしれません。それは年間何百万か要ります、大きな金です。だけど、やはり行政の中で管理職がやっぱり伸び伸びとできる。どう見たって今の管理職、何か縮こまっている。何か胸を張ってずっとやっているような観が見えません。私はそう見ている、ほかの議員さんはわかりません。私はそういうふうに頭の中で思っているからそういうふうに見えるかもしれない。

だから、いつ行っても、「いや、おりません」とか「会議です」とか「どこへ行っております」とか、なかなか会えない。その辺がやっぱり町民の方が、皆さんが行ったときに、やはり担当の人がいないということはやっぱり即決というか判断ができないでしょう。多分そう思うんです。係長に言うたら「今課長おりませんで、後日返答いたします」と。もうそれで終わりでしょう。もう話が進展しないじゃないですか。そうするとまた次の日改めて来なければいけない、2回も3回も来なければいけない。そういう行政の役場の中に来るのに、一発で大体できるようなことをしていかないと。そうです、私も何回も行くんですけども、「いや、今日はどこへ出張しております」、「どこへ行っておりますから、課長がおりませんので後日返答します」、「もうあんたでいいじゃないか、こんなことやから」、「いや、私はちょっと判断できません」。だから課長が出ていった場合は係長が判断できるんじゃないかなと思うんですよ。それぐらいのやっぱり、今町長が言われたように、町長の職務、副町長の職務を軽減して管理職の方はそれを代行で受けてやっているのであれば、係長クラスにそれだけの権限ぐらいは与えないと、町民は何回も来ないかんのですよ。そうでしょう。1回か2回で済むものが4回も5回も来ないけん。「また今日もおらん、昼から出てきておくれ」と、私は昼から用事があるけん来れんというような話が、また次の日になる。そういうのじゃなくて、そういう町長の考えもわかるんですけども、やはり置いて町民の考えを酌んでいただきたい。そういうふう

に私は感じております。ぜひお願いいたします。副町長の席をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 先ほどの尾方議員さんより、被災を受けた農地についてでございますが、被災を受けた農地については、減反面積の対象になります。あくまでも作付を行っていませんので、補償という形はとれません。手続としましては、再生協議会からの調書に被災田という形で記入していただければ、被災農用地という取り扱いになります。ただし、本人が災害復旧を行って耕作の意思があるときに限るということでございます。減反の対象面積になるということです。

○議長（高田修治君） 8番尾方嗣男君。

○8番（尾方嗣男君） 耕作の意思は普通減反の補助のお金が出るということですね。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 作付がないので、面積の対象になると。

○8番（尾方嗣男君） 面積の対象になると。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） そういうことでございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） これで8番尾方嗣男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日19日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月18日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 廣澤俊幸

署名議員 尾方嗣男